

第2期 鹿部町地域福祉計画

(鹿部町成年後見制度利用促進基本計画)



令和3年3月

鹿 部 町

はじめに

鹿部町では、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間を計画年度とした地域福祉計画を策定し、すべての町民が生涯にわたって住み慣れた地域で安心して過ごせる地域社会を目指し各種施策を推進して参りました。

近年、急速な少子高齢化の進行、地域での関係の希薄化、育児や介護、生活困窮による不安を抱える人たちの増加など、これまでの福祉制度では対応の困難な問題が拡大しています。

こうしたなか、様々な分野で地域を包括的に支援する取り組みとともに、地域の中で誰もが居場所や役割があり、多様な価値観が尊重され、互いが助け合い支えあう地域共生社会の実現が求められています。

鹿部町においては、第1期鹿部町地域福祉計画により「安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、「自助」「共助」「公助」がバランスよく機能するよう施策を進めて参ったところであり、このたび、第1期計画を継承し「人と地域のつながりでつくる安心して暮らせるまち」を基本理念とした「第2期鹿部町地域福祉計画」を策定しました。

本計画に基づき、高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭、生活上支援が必要な方といった4層を重層的に支えていく施策の展開や、町民の積極的な参加のもと、行政、町内会、社会福祉事業者ボランティア団体等に加え、これまで地域福祉に関心のなかった方も含め、みんなが協力しあい、未来に希望をもち、住んでよかった、これからも住み続けたいと思える笑顔あふれるまちづくりに取り組んで参ります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました町民の皆さまや福祉関係団体・事業所の皆さま、貴重なご意見や提言をいただきました鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会の委員の皆さまに対して、心からお礼申し上げます。



令和3年3月

鹿部町長 **盛田 昌彦**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉計画策定の背景	1
2 地域福祉の推進に向けて	1
3 地域福祉計画とは	4
4 計画の位置付け	5
5 計画期間	6
6 計画の策定体制	6
7 制度改正等の動向	7
第2章 地域を取り巻く現状	9
1 総人口等の状況	9
2 子ども・子育ての状況	11
3 高齢者の状況	12
4 障がい者の状況	14
5 地域別の状況	15
6 地域活動団体等の状況	16
7 町民アンケート調査結果	18
8 関係団体アンケート調査結果	27
9 地域福祉の課題	31
第3章 基本方針	32
1 目標とする地域の姿	32
2 取組方針	33
3 施策の基本目標	35
4 施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 つながり大切に育てる	37
基本目標2 誰もが安心して暮らせる	40
基本目標3 みんなで支えあい助けあう	50
第5章 計画の推進	55
1 住民・地域・町の協働による計画の推進	55
2 社会福祉協議会との連携による推進	57
3 計画の推進及び進行管理	57
第6章 資料編	58
1 鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会条例	58
2 鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿	60
3 策定経過	61

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画策定の背景

近年、我が国においては、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、さらには住民同士の結び付きの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活困窮者の増加、虐待、自殺、孤独死等、深刻な社会問題が発生しています。また、地域には子育てや家族の介護、引きこもり、就労等で悩んでいる方など、複数の要因が複雑に絡みあい、何らかの支援を必要としている方がいます。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度など公的な福祉サービスだけでは解決が困難な場合や、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースもみられ、対象者ごとや分野別に整備された縦割りのサービスの枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

また、災害時の助けあいや日頃の見守りなどの重要性は東日本大震災以降、再認識されることとなりました。普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人のつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる地域社会の実現が求められています。

そうした中、国においては従来の『縦割り』の支援や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業所などが主体的に『我が事』として課題を捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで解決し、地域をともにつくっていく「地域共生社会の実現」を掲げています。

地域のあらゆる住民が役割をもち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことができるまちをつくっていく必要があります。

これらの背景を踏まえ、鹿部町の地域福祉分野における施策と方向性を明らかにする「第2期鹿部町地域福祉計画」を策定します。

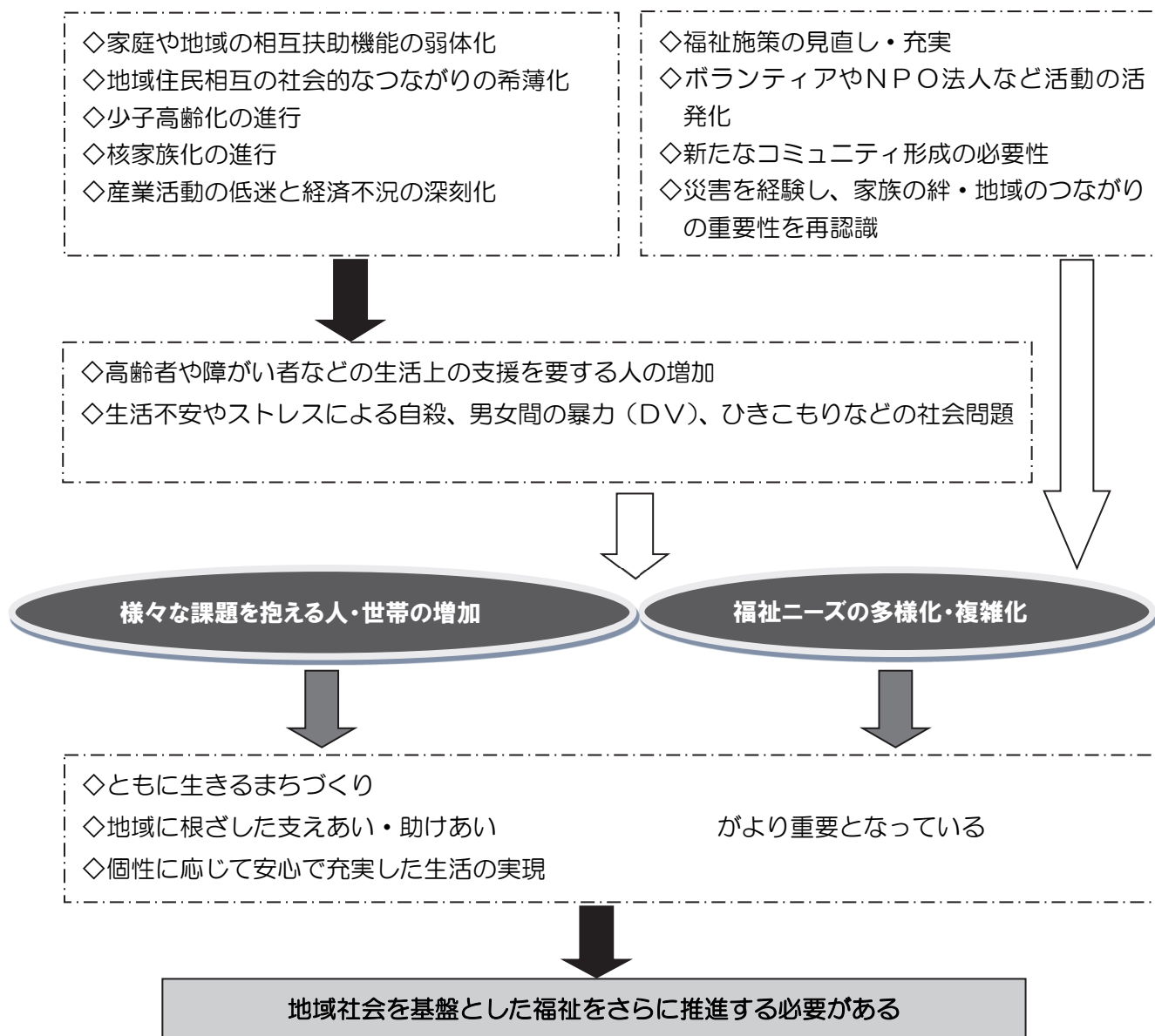
2 地域福祉の推進に向けて

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」は、「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」といわれます。福祉サービスの対象として高齢者・障がい者・児童というように法律や制度で区分けされる福祉に限らず、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべてのものが進めていく地域づくりの取組のことです。

地域の中で人と人とのつながり、助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことであり、社会福祉法において、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

《地域福祉の必要性》



(2) 地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

地域福祉計画では、地域での支えあいや助けあいによる福祉に関する取組を示すこととなります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助けあうこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互いさまの気持ちで支えあい、助けあうこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。

■地域福祉の向上に向けた4つの助け

自助	個人や家族による支えあい・助けあい。 （個人や最も身近な家族が解決にあたる）		
互助	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">互助</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支えあい・助けあい。 （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支えあい、助けあう）</td> </tr> </table>	互助	身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支えあい・助けあい。 （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支えあい、助けあう）
互助			
身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支えあい・助けあい。 （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支えあい、助けあう）			
共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支えあい・助けあい。 （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支えあい、助けあう）		
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。 （行政でなければできないことは、行政が適切に対応する）		

3 地域福祉計画とは

社会福祉法（第107条）では、地域福祉計画は地域に存在する様々な課題の解決に向けた取組の方向性や考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるもので、地域福祉推進の基本方向を示す役割を担うものです。また、高齢者福祉や障がい者福祉、子ども・子育て支援など分野別の取組は、地域福祉計画と整合を図りながら事業を展開します。そして、地域に関わる多様な主体（行政・住民・事業者・関係団体等）の活動・取組が、地域福祉計画の考え方や目標を共有し、地域で計画的に進める道標となり、協働の仕組みづくりとなるように進めていくための指針となります。

■社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

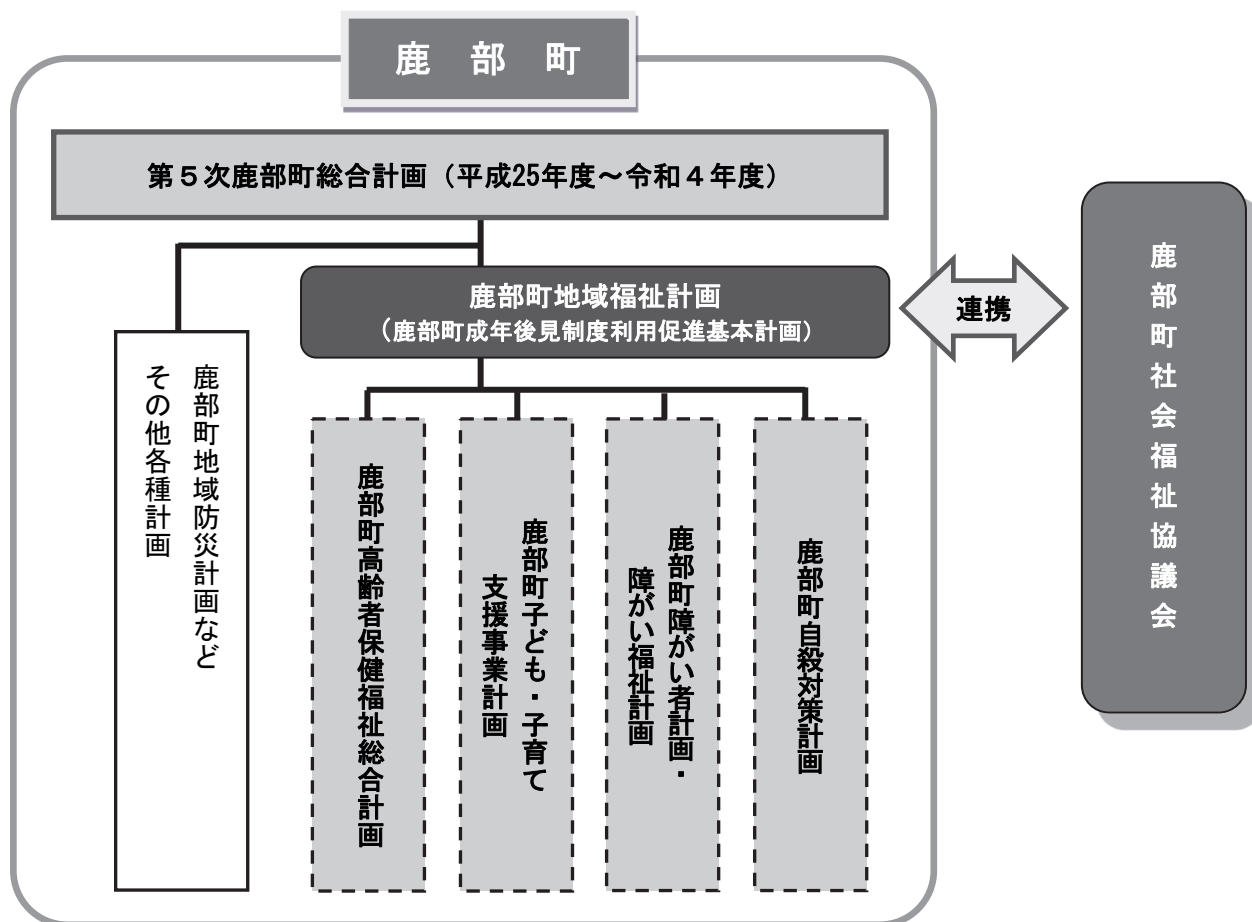
4 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定し、上位計画である「第5次鹿部町総合計画」をはじめ、保健福祉分野の目指す方向を共有し、各計画の推進方針を明らかにし、その具体的な施策等を定めるものであり、総合計画と分野別計画の中間に位置付けます。さらに、災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「鹿部町地域防災計画」などと連携を図るものです。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画として位置付け、成年後見制度を必要とする人の早期発見と利用促進を図るための支援体制づくりを推進します。

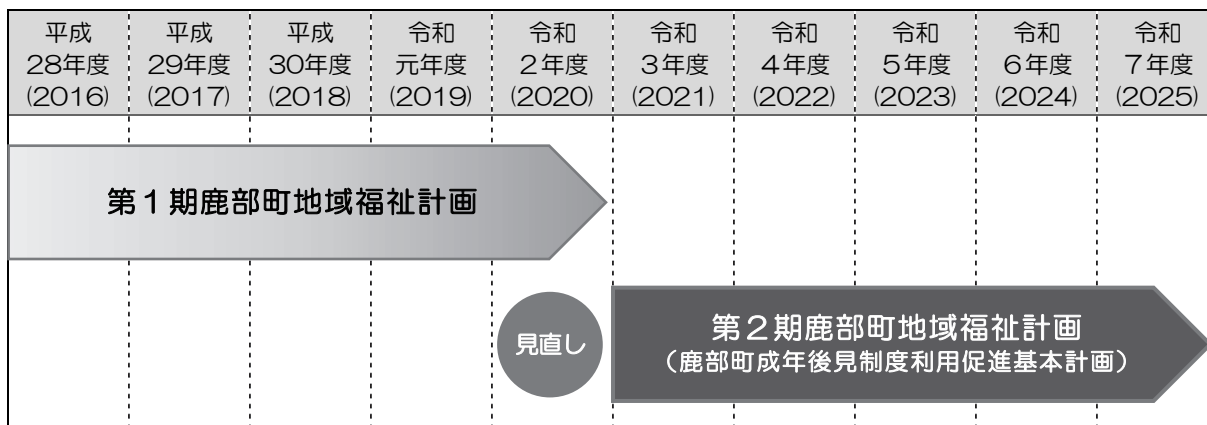
なお、本計画の具体的な実施には、鹿部町社会福祉協議会の取組が欠かせないことから、鹿部町社会福祉協議会と連携して各種地域福祉活動に取り組んでいきます。

■計画の位置付け



5 計画期間

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、計画の最終年度である令和7年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

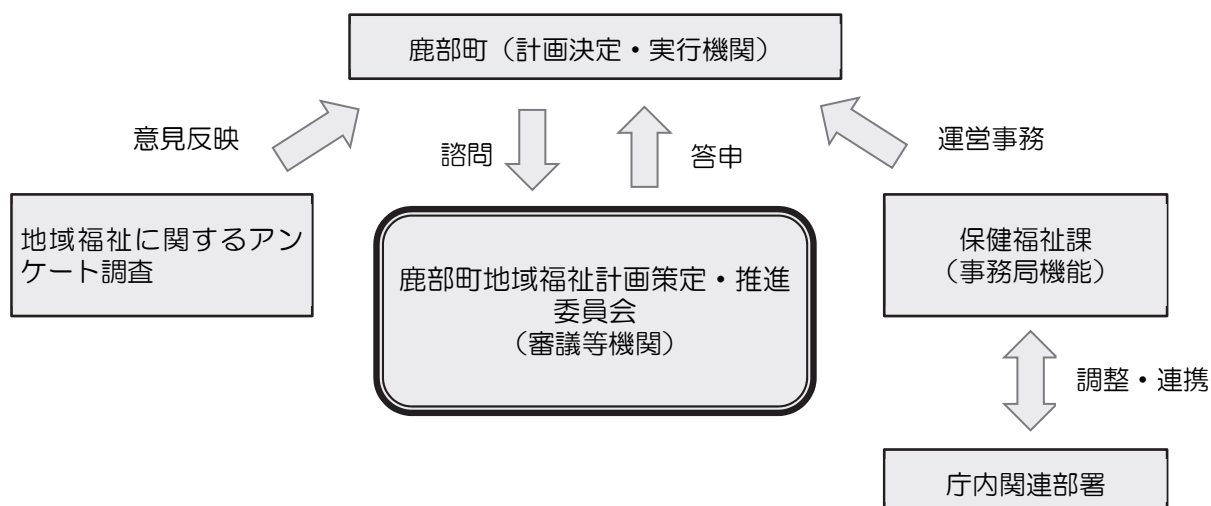


6 計画の策定体制

(1) 策定体制

策定にあたっては、本計画が地域ぐるみで推進する計画であることから、住民及びその他福祉活動に関わる方で組織された「鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会」を設置し、協議を経て策定しました。

■計画の策定体制



(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、18歳以上の住民1,000人を対象に、地域との関わりや地域活動への参加状況などの実態及び住民の意向を把握するために、「地域福祉に関する住民意識調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

7 制度改正等の動向

保健福祉施策は、少子高齢化の進行を背景に、社会保障と税の一体改革に向けた取組をはじめ、これまでの制度の見直し・改正等が行われています。令和2年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が可決され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための取組が今後進められます。

社会福祉法等改正の概要

①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- 1) 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- 2) 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- 3) 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

③医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- 1) 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- 2) 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報に関して安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- 3) 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- 1) 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。

第1章 計画の策定にあたって

- 2) 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- 3) 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

第2章 地域を取り巻く現状

1 総人口等の状況

(1) 人口等の推移

当町の人口は平成27年以降減少を続けており、令和2年の住民基本台帳人口（9月末現在）は、3,806人となっています。

また、世帯数は平成30年までは横ばいに推移していましたが、令和元年から増加傾向がみられ、令和2年には世帯数が1,880世帯となりました。1世帯あたりの人員は平成27年以降減少傾向となっており、令和2年には2.02となっています。

■総人口等の推移（住民基本台帳）

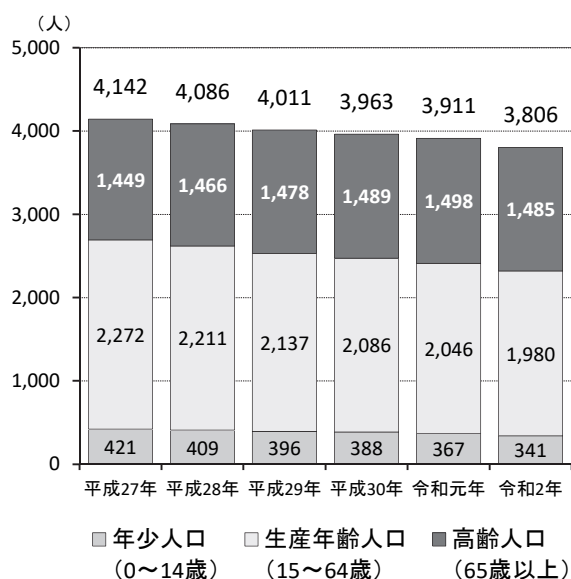
（単位：人・世帯）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	4,142	4,086	4,011	3,963	3,911	3,806
世帯数	1,853	1,857	1,853	1,851	1,868	1,880
1世帯あたり人員	2.24	2.20	2.16	2.14	2.09	2.02

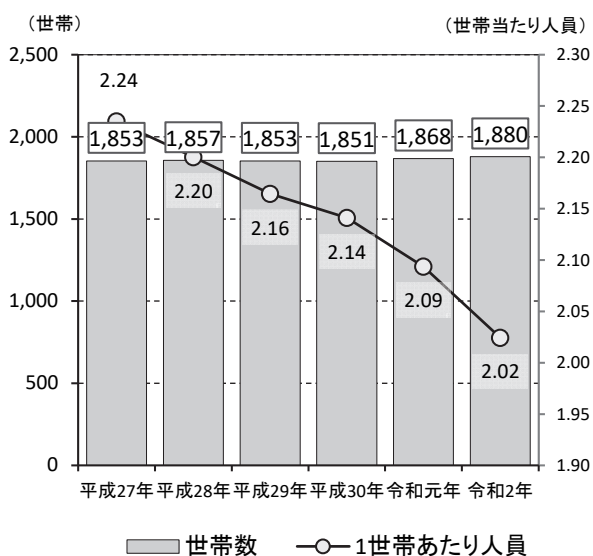
※世帯数は1月1日の値

[出典]総人口：住民基本台帳（各年9月末現在）、
世帯数：北海道総合政策部情報統計局統計課「住民基本台帳人口・世帯数」

■総人口の推移



■世帯数等の推移



(2) 人口構成の推移

当町の令和2年の住民基本台帳による人口構成比は、年少人口（0～14歳）は9.0%、生産年齢人口（15～64歳）は52.0%、高齢人口（65歳以上）は39.0%となっており、全国平均や北海道平均と比べると、高齢化率は高く推移しており、生産年齢人口や年少人口の割合が低い状況となっています。

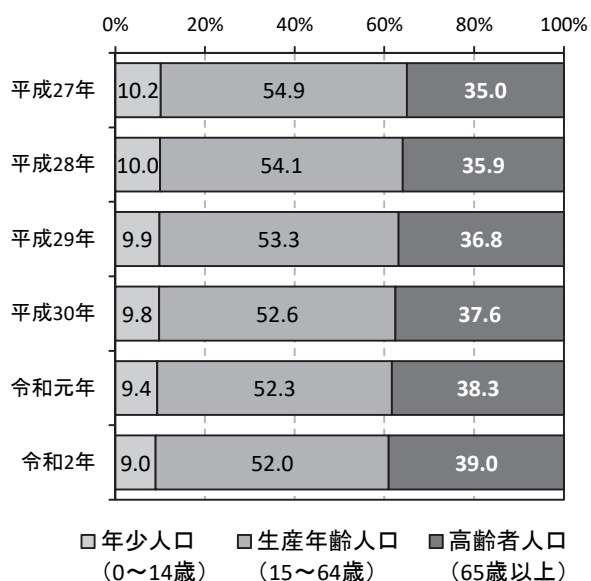
当町の高齢化率は年々増加しており、この傾向は今後も続くものと推測されます。

■人口構成の推移

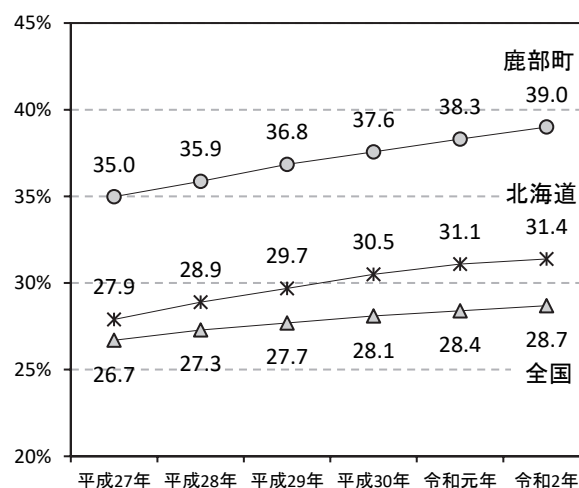
区分		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	北海道 令和2年 (2020)	全国 令和2年 (2020)
年少人口 (0～14歳)	人	421	409	396	388	367	341		
	%	10.2	10.0	9.9	9.8	9.4	9.0	10.9	11.9
生産年齢人口 (15～64歳)	人	2,272	2,211	2,137	2,086	2,046	1,980		
	%	54.9	54.1	53.3	52.6	52.3	52.0	57.7	59.3
高齢者人口 (65歳以上)	人	1,449	1,466	1,478	1,489	1,498	1,485		
	%	35.0	35.9	36.8	37.6	38.3	39.0	31.4	28.7
総人口	人	4,142	4,086	4,011	3,963	3,911	3,806		
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

[出典]住民基本台帳（各年9月末現在）

■人口構成割合の推移



■高齢化率の比較

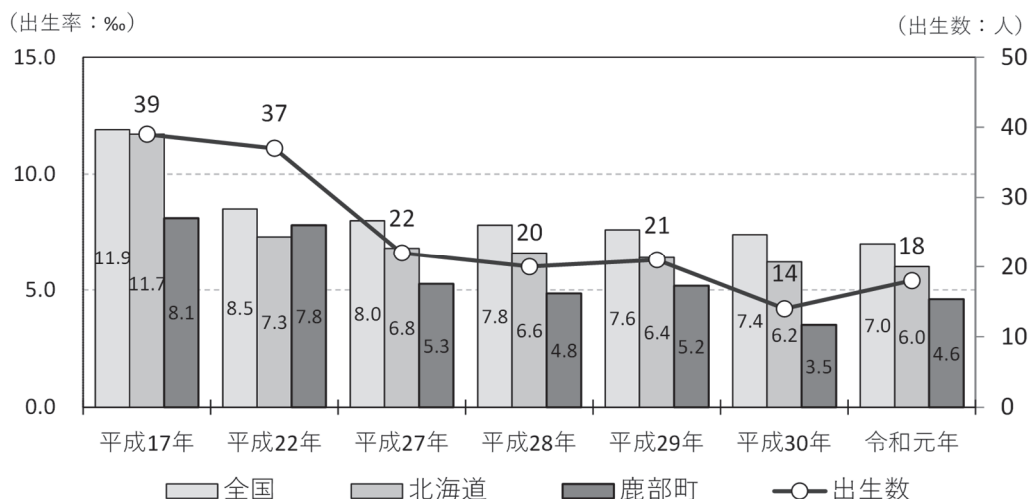


2 子ども・子育ての状況

(1) 出生数と出生率の推移

当町の出生数は減少傾向で推移しており、令和元年は18人で平成17年以降最も少なかった平成30年の14人から増加しました。出生率は全国・北海道と比較すると低い状況が続いています。

■出生数と出生率の推移

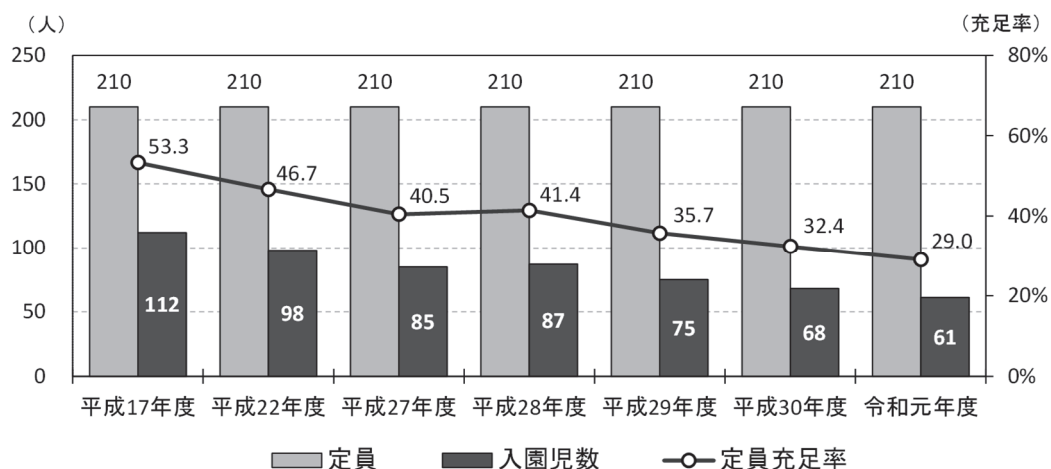


出典：全国及び北海道／人口動態統計、鹿部町／鹿部町保健福祉課

(2) 幼稚園の状況

しかべ幼稚園の入園児数は平成17年度の112人から減少が続いており、令和元年度は61人となっています。入園児数の減少に伴い、定員充足率(定員に対する入園児数の割合)も減少しています。

■園児数と定員充足率の推移 (各年4月1日)



出典：鹿部町保健福祉課

3 高齢者の状況

(1) 認定者数の状況

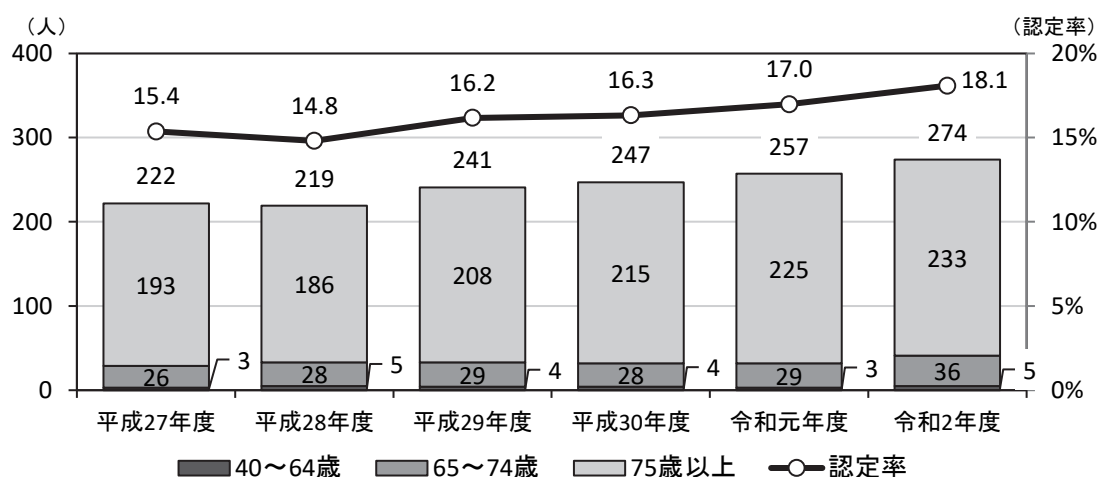
要介護認定者数は平成28年度の219人から増加傾向にあり、令和2年度には274人で55人増加しています。要介護認定率も同様に平成28年度から上昇しており、令和2年度は18.1%となっています。

■認定者等の状況

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
第1号被保険者数(人)	1,425	1,445	1,465	1,488	1,495	1,487
65～74歳	819	805	777	771	765	758
75歳以上	606	640	688	717	730	729
要介護認定者数(人)	222	219	241	247	257	274
40～64歳	3	5	4	4	3	5
65～74歳	26	28	29	28	29	36
75歳以上	193	186	208	215	225	233
要介護認定率(%)	15.4	14.8	16.2	16.3	17.0	18.1

※要介護認定率は第1号被保険者数のみ対象

[出典]介護保険事業状況報告月報(各年9月末実績)



(2) 要介護度別認定者数の状況

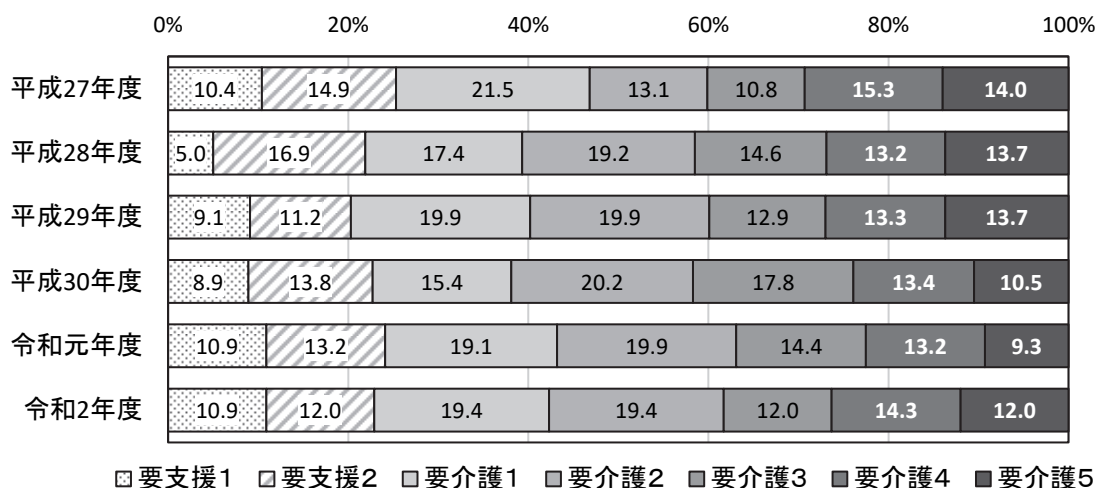
要介護度別の推移を構成比で見ると、平成27年度から要介護4・5は減少傾向がみられましたが、令和2年度は増加に転じています。

■要介護度別 認定者数等の推移

認定者数（人）	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
要支援1	23	11	22	22	28	30
要支援2	33	37	27	34	34	33
要介護1	48	38	48	38	49	53
要介護2	29	42	48	50	51	53
要介護3	24	32	31	44	37	33
要介護4	34	29	32	33	34	39
要介護5	31	30	33	26	24	33
合計	222	219	241	247	257	274

構成比（％）	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
要支援1	10.4	5.0	9.1	8.9	10.9	10.9
要支援2	14.9	16.9	11.2	13.8	13.2	12.0
要介護1	21.5	17.4	19.9	15.4	19.1	19.4
要介護2	13.1	19.2	19.9	20.2	19.9	19.4
要介護3	10.8	14.6	12.9	17.8	14.4	12.0
要介護4	15.3	13.2	13.3	13.4	13.2	14.3
要介護5	14.0	13.7	13.7	10.5	9.3	12.0

[出典]介護保険事業状況報告月報（各年9月末実績）



4 障がい者の状況

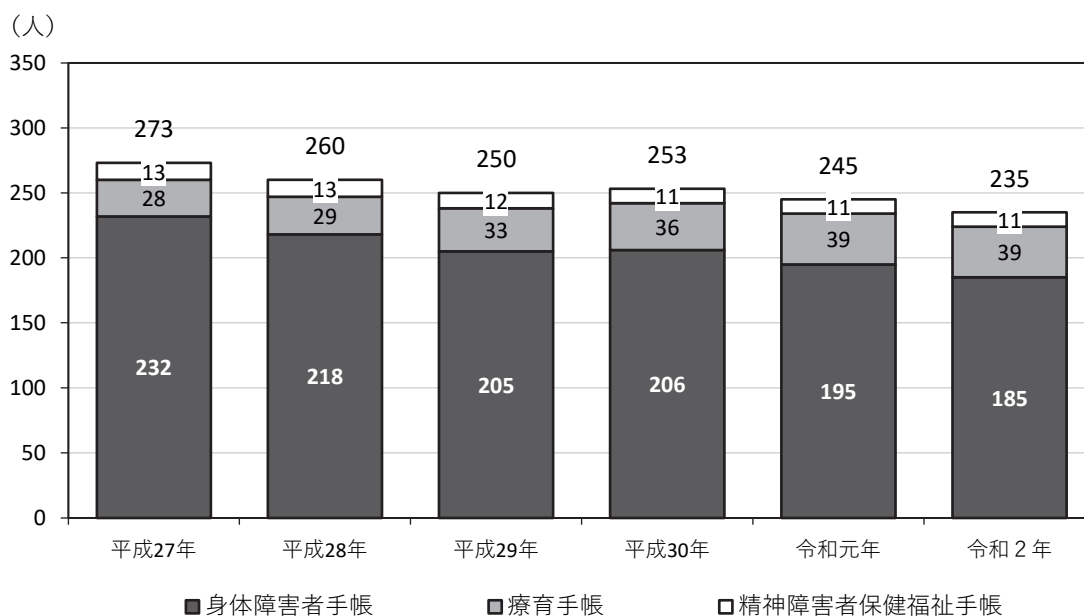
障害者手帳所持者数の推移をみると、合計は平成27年度から減少傾向となっています。

障がい種類別でみると、全体の約8割を占める身体障害者手帳所持者はおおむね減少していますが、療育手帳所持者数は増加がみられる状況にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者数は微減で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
身体障害者手帳	232	218	205	206	195	185
療育手帳	28	29	33	36	39	39
精神障害者保健福祉手帳	13	13	12	11	11	11
合計	273	260	250	253	245	235

[出典]鹿部町保健福祉課（各年4月1日現在）



5 地域別の状況

地域別に人口等の状況をみると、「大岩地域」、「鹿部地域」、「宮浜地域」は高齢化が進んでおり、特に「本別地域」は高齢化率が50.2%と高く、高齢者世帯の割合も70%を超えている状況です。

一方、「宮浜地域」は高齢化率が27.8%と低く、年少人口及び生産年齢人口の割合が他の地区と比べて高くなっています。

■地域別の状況（令和2年4月1日現在）

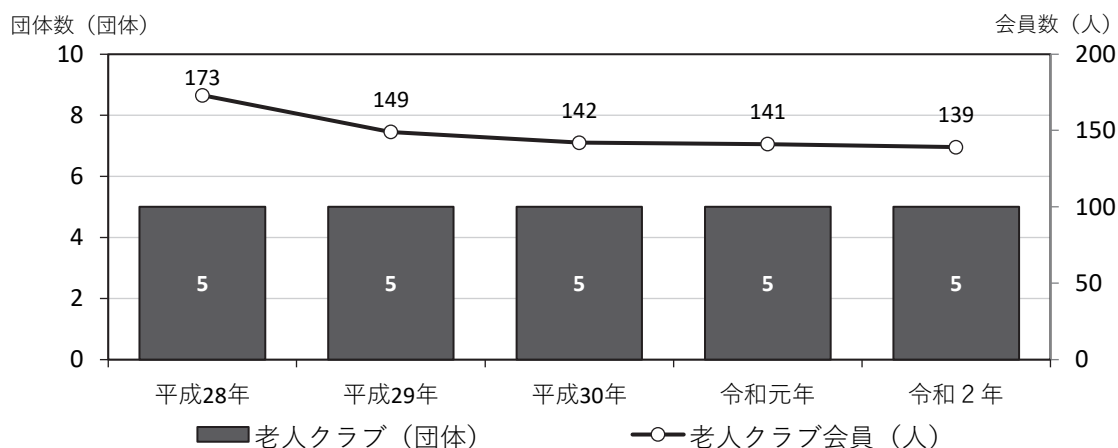
	大岩地域		鹿部地域		宮浜地域		本別地域		町全体	
	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%	人・戸	%
住民基本台帳人口（人）	139		679		1,668		1,360		3,846	
年少人口	8	5.8	49	7.2	205	12.3	89	6.5	351	9.1
生産年齢人口	67	48.2	345	50.8	1,000	59.9	589	43.3	2,001	52.0
高齢者人口	64	46.0	285	42.0	463	27.8	682	50.2	1,494	38.8
世帯数（戸）	59		396		791		626		1,872	
高齢者世帯（戸）	43	72.9	230	58.1	336	42.5	449	71.7	1,058	56.5
高齢者独居世帯	8	13.6	94	23.7	123	15.5	136	21.7	361	19.3
高齢者夫婦世帯	15	25.4	38	9.6	106	13.4	208	33.2	367	19.6
その他高齢者のいる世帯	20	33.9	98	24.7	107	13.5	105	16.8	330	17.6
園児・児童・生徒数										
中学生	2	25.0	12	24.5	50	24.4	24	27.0	88	25.1
小学生	2	25.0	25	51.0	96	46.8	38	42.7	161	45.9
幼稚園	2	25.0	7	14.3	27	13.2	16	18.0	52	14.8
その他の児童	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.1	1	0.3
外国人登録者数	0	0.0	33	4.9	69	4.1	7	0.5	109	2.8

6 地域活動団体等の状況

(1) 老人クラブの状況

過去5年間の老人クラブ数は5クラブで増減はなく、老人クラブの会員数は平成28年から平成29年にかけて大きく減少したものの後は微減が続いている状況です。

■老人クラブ団体・会員数の推移

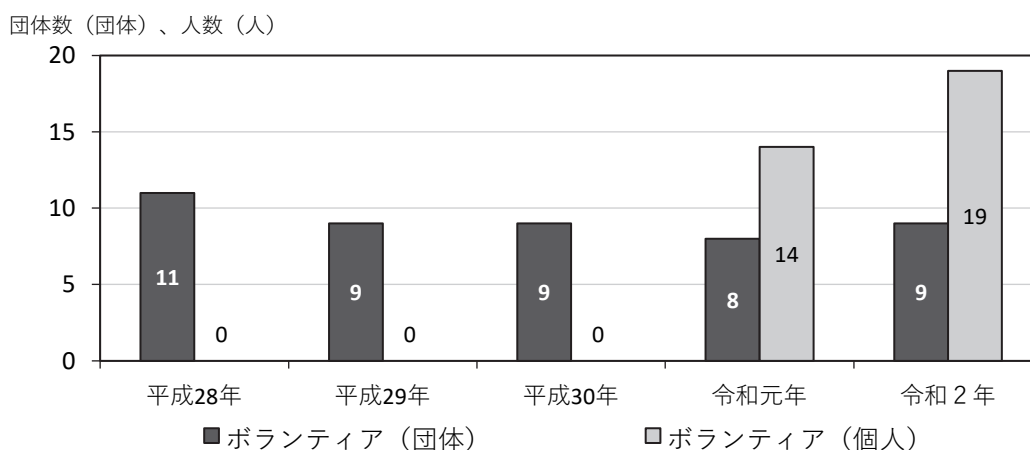


[出典]鹿部町保健福祉課（各年4月1日現在）

(2) ボランティアの状況

町内のボランティア団体数は平成28年の11団体から減少が続いていましたが、令和2年は1団体増の9団体となっています。個人ボランティアは平成30年までいませんでしたが、令和元年に14人、令和2年に19人と増加している状況です。

■ボランティア数の推移

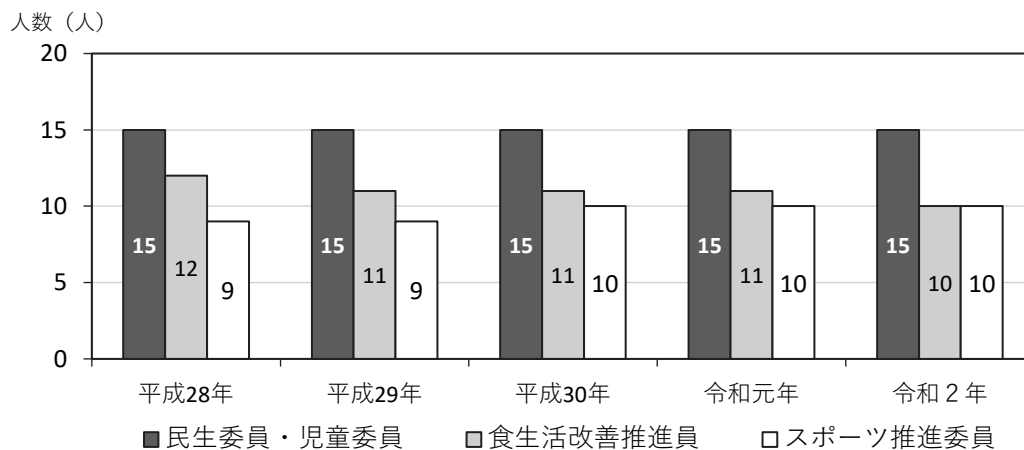


[出典]鹿部町保健福祉課（各年4月1日現在）

(3) 民生委員・児童委員等の状況

民生委員・児童委員の人数は平成28年から15人を維持している状況にありますが、食生活改善推進員は平成28年の12人から微減傾向が続いており、令和2年は10人となっています。また、スポーツ推進委員は平成28年の9人から令和2年には10人になっています。

■ 民生委員・児童委員数等の推移



[出典]鹿部町保健福祉課（各年4月1日現在）

7 町民アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

第2期鹿部町地域福祉計画策定にあたって、住民の地域福祉活動の状況や支援ニーズを把握し、町として進めていくべき施策の基礎調査とするため、アンケート調査を実施しました。

《調査方法》

対象者	18歳以上の町民
抽出方法	無作為抽出
調査時期	令和2年8月～9月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

《配布数・回収率》

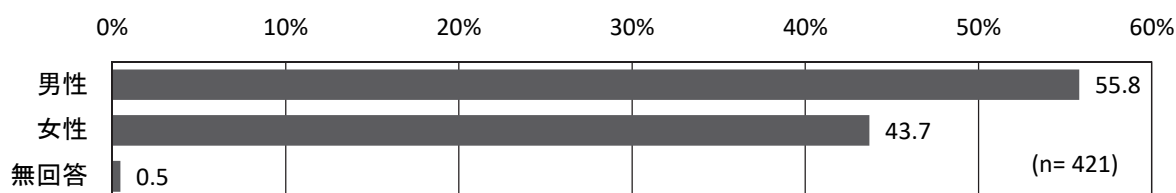
配布数(票)	有効回収数(票)	有効回収率(%)
1,000	421	42.1

(2) アンケートの集計結果

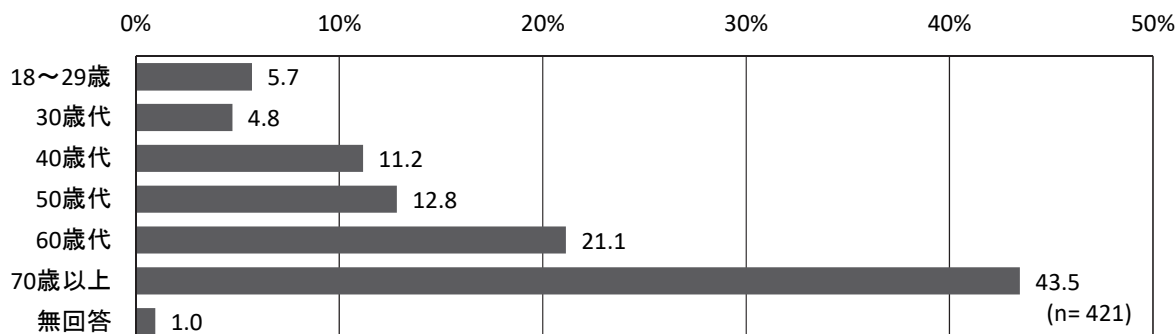
① 調査対象者の属性

調査対象者の性別は、男性が 55.8%、女性が 43.7%となっており、年齢は「70歳以上」が 43.5%で最も多く、次いで「60歳代」(21.1%)、「50歳代」(12.8%)で続いています。

《調査対象者の性別》



《調査対象者の年齢》

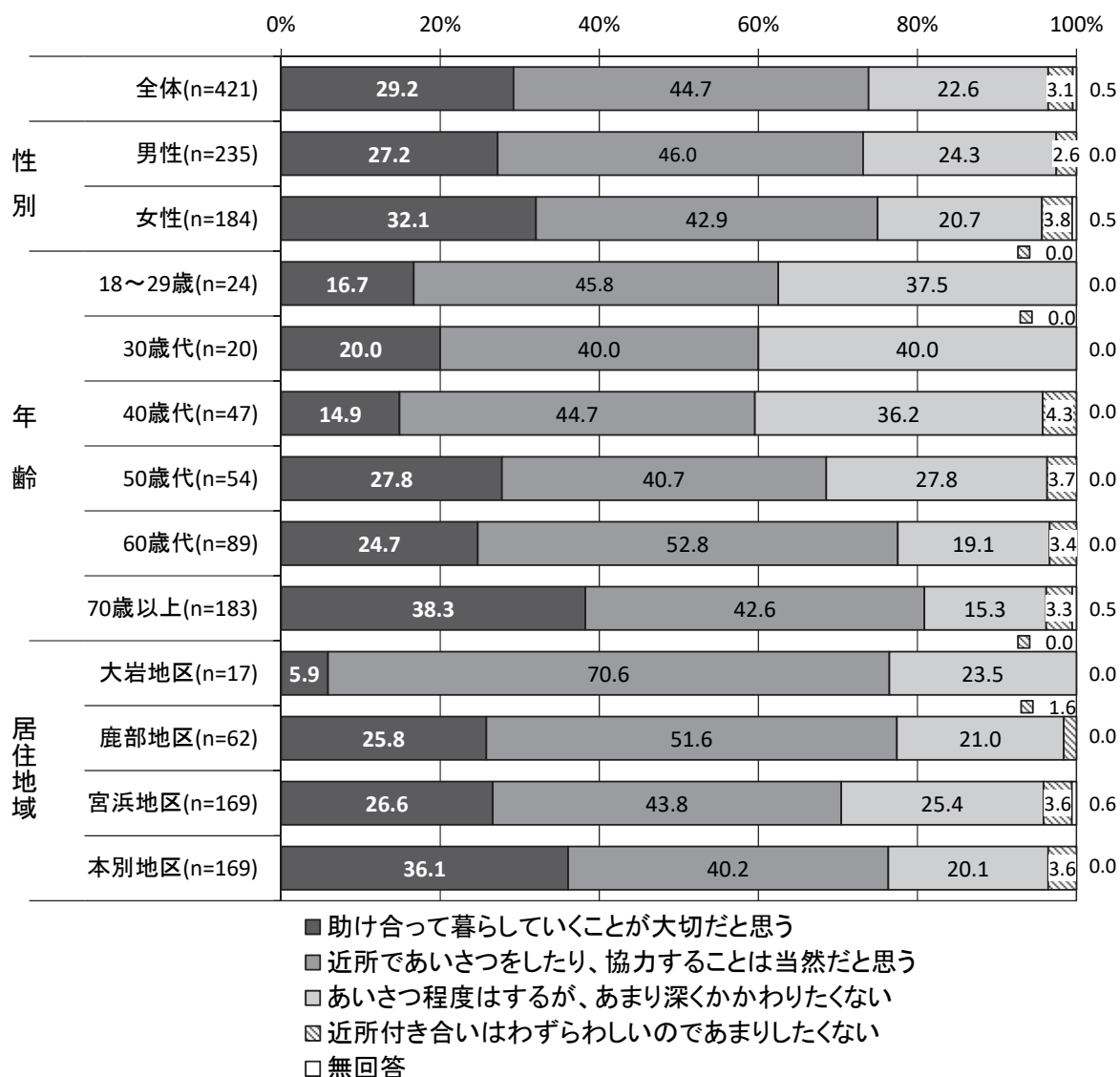


②近所付き合いの考え方

全体では、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」が44.7%で最も多く、次いで「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」(29.2%)、「あいさつ程度はするが、あまり深くかかわりたくない」(22.6%)が続いています。

男女別でも大きな差異はみられませんが、年齢階級別でみると、「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」が50歳代から60歳代で約25%、70歳以上では38.3%と多くなっています。

居住地域別でみると、大岩地区は「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」が他の地域と比べて少なく5.9%の状況です。

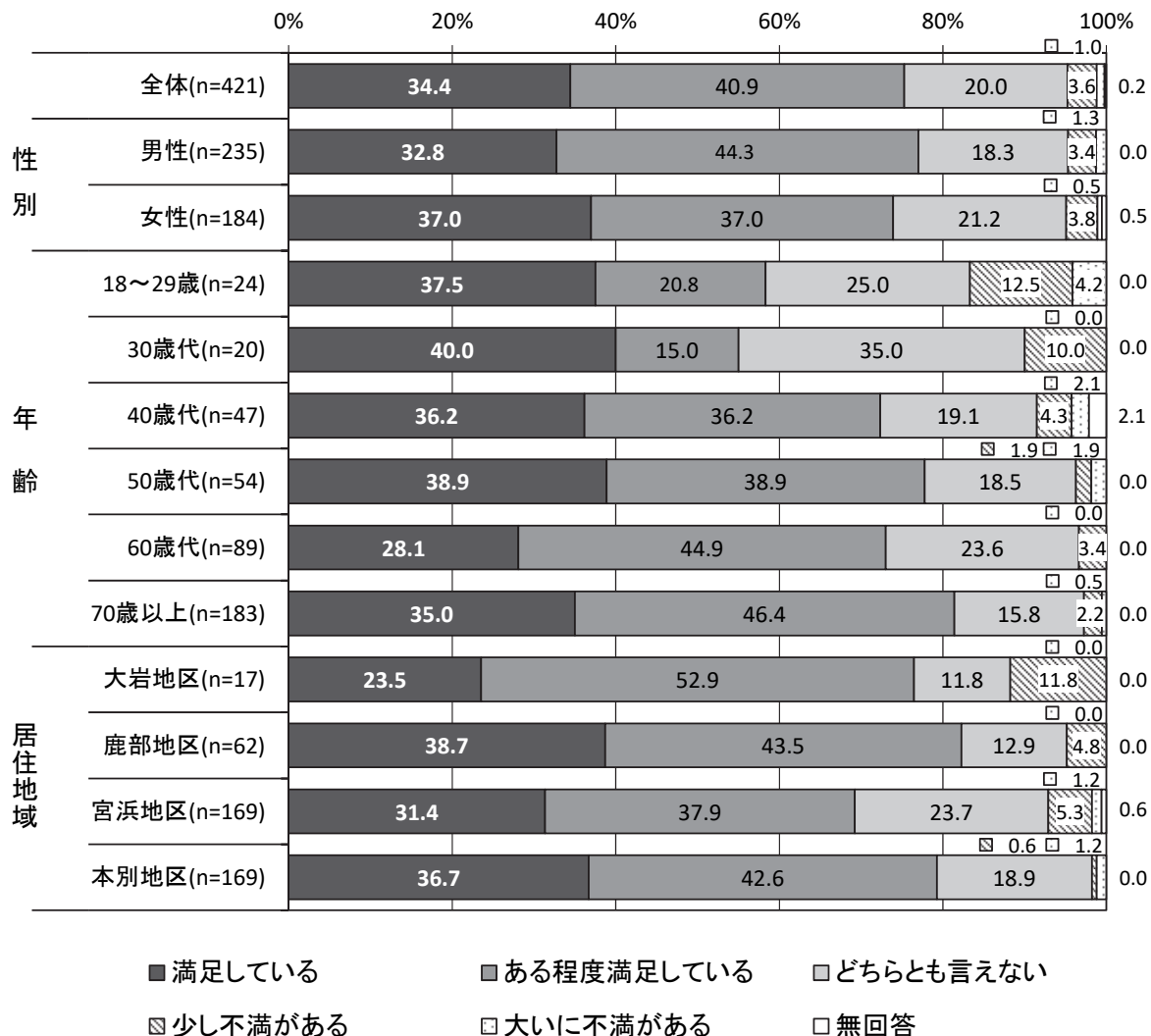


③近所付き合いの満足度

全体では、「満足している」(34.4%)、「ある程度満足している」(40.9%)の合計は75.3%となっており、満足度は高いと考えられます。

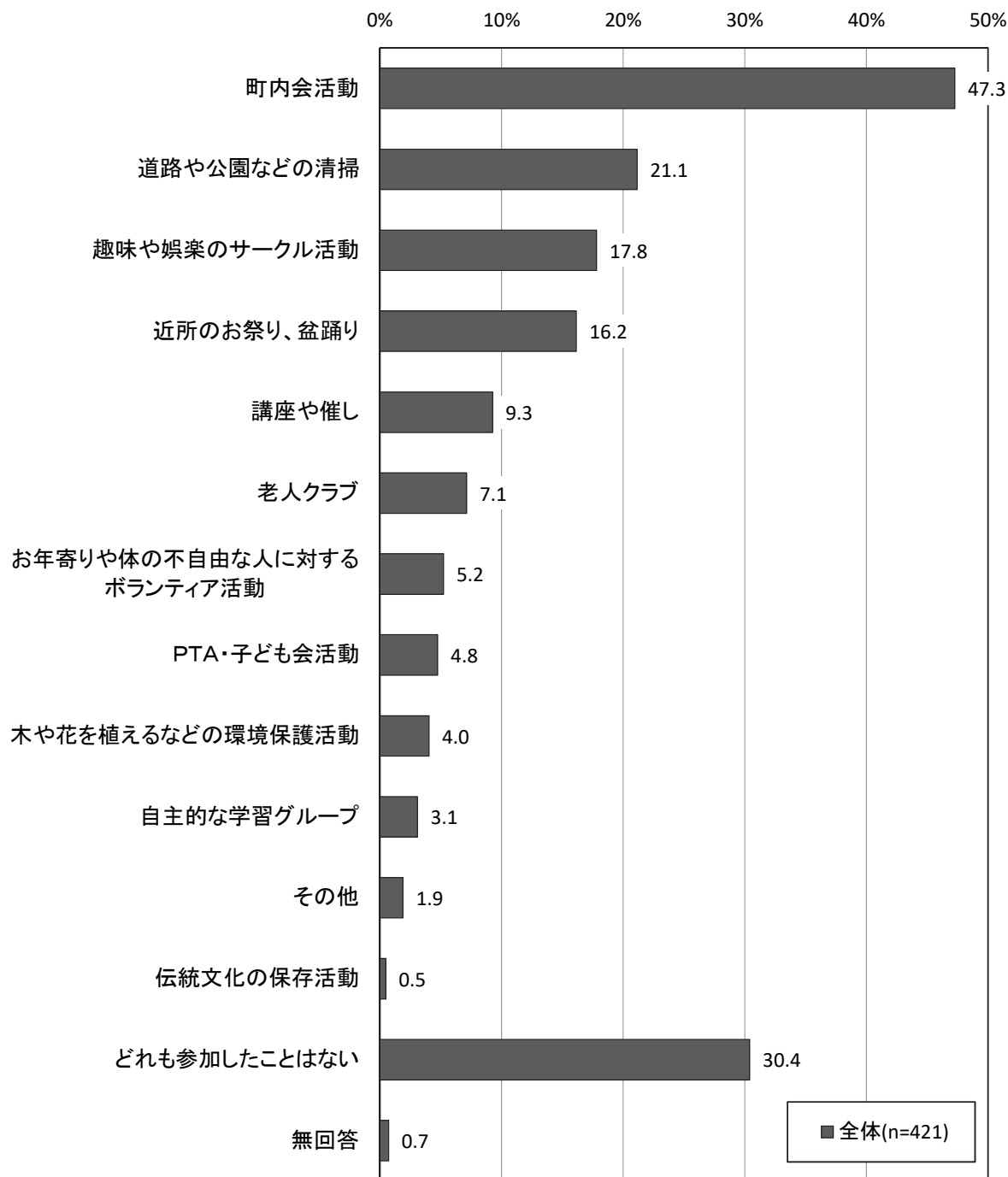
男女別でみても大きな差異はみられませんが、年齢階級別に「満足している」、「ある程度満足している」の合計をみると、40歳未満は約55%ですが40歳以上は70%を超えています。

居住地域別でみると、大岩地区、鹿部地区、本別地区は「満足している」「ある程度満足している」の合計が約80%に対し、宮浜地区は約70%とやや少なくなっています。



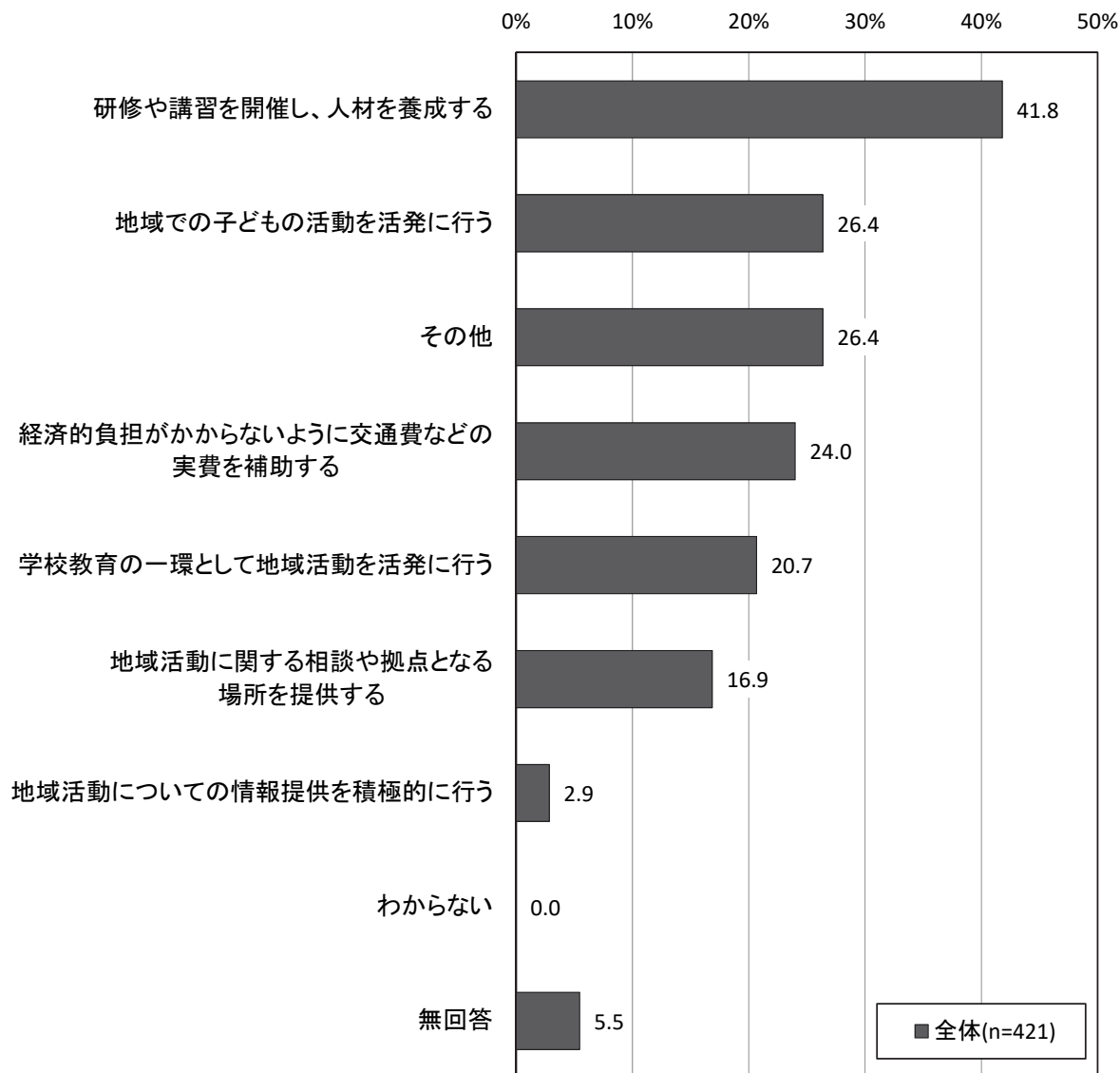
④最近1年間の地域の行事や催しへの参加状況

全体で見ると、参加している行事の中では、「町内会活動」が47.3%で最も多く、次いで「道路や公園などの清掃」(21.1%)、「趣味や娯楽のサークル活動」(17.8%)が続いています。また、「どれも参加したことはない」は30.4%となっています。



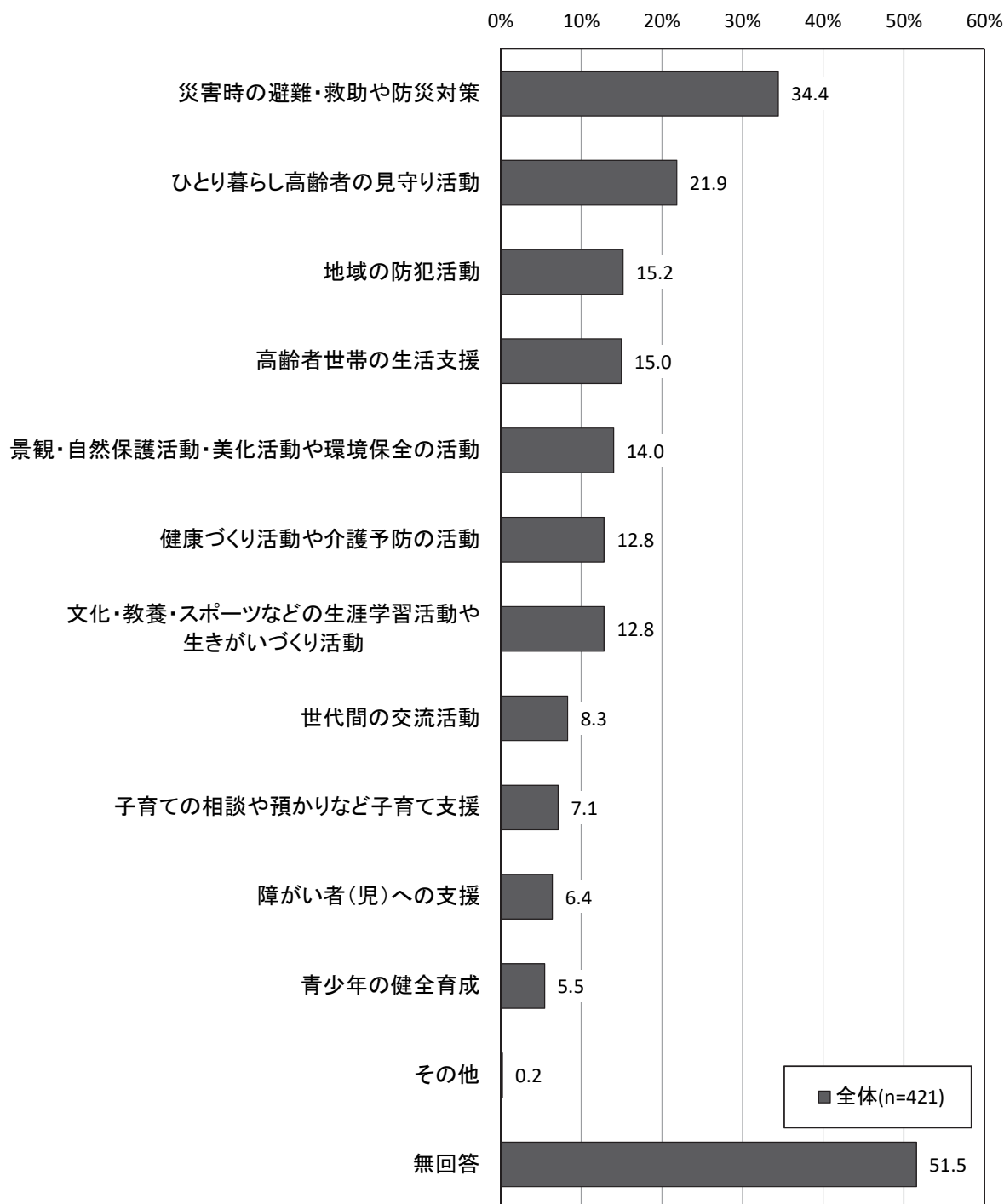
⑤地域活動を活発にしていくために必要なこと

全体で見ると、「研修や講習を開催し、人材を養成する」が41.8%で最も多く、次いで「地域での子どもの活動を活発に行う」「その他」（ともに26.4%）、「経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」（24.0%）が続いています。



◎地域で協力して行った方がいいと思うこと

全体で見ると、「災害時の避難・救助や防災対策」が34.4%で最も多く、次いで「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」(21.9%)、「地域の防犯活動」(15.2%)が続いています。

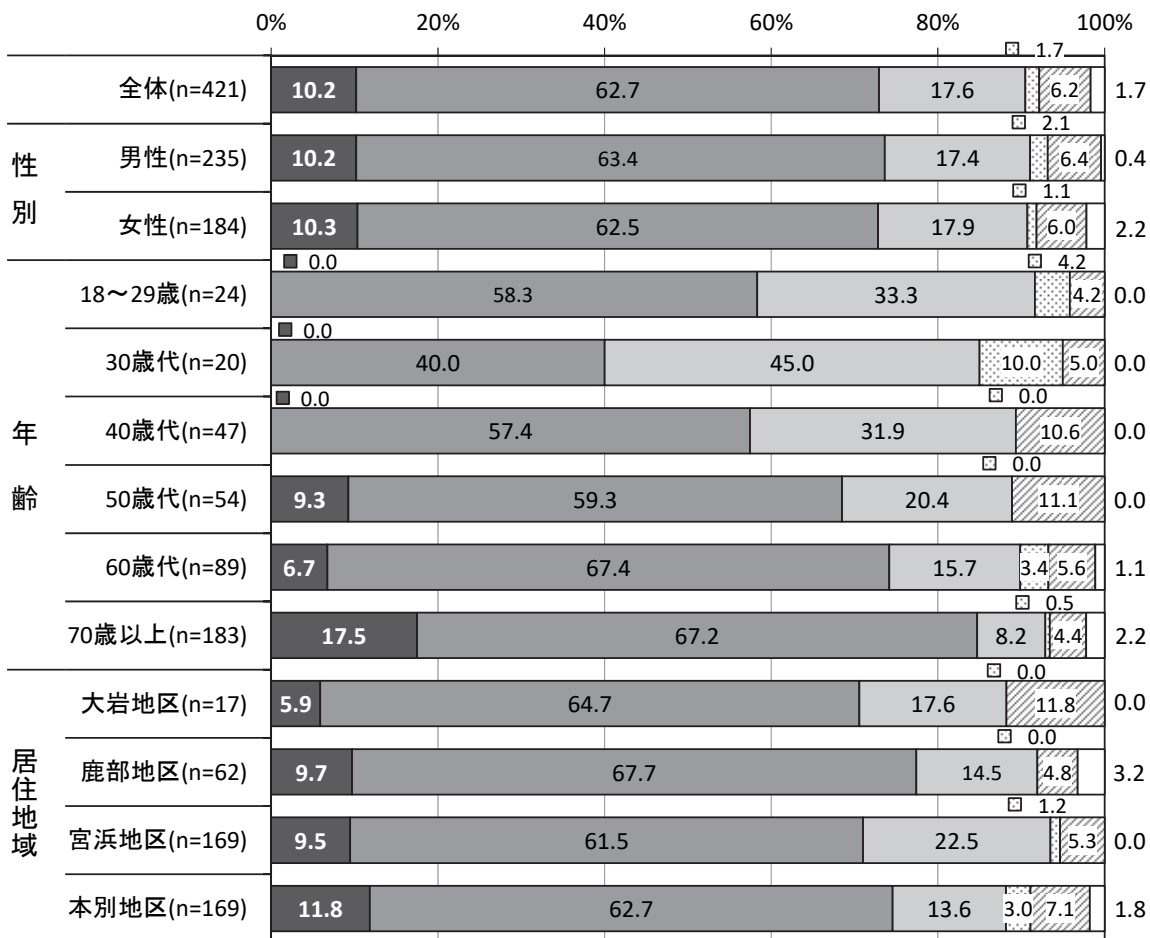


⑦地域福祉への関心度

全体では、「とても関心がある」(10.2%)、「ある程度関心がある」(62.7%)の合計72.9%は関心があると回答しています。

男女別でみても大きな差異はみられませんが、年齢階級別に「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計をみると、30歳代が40.0%で他の年齢階級と比べて少ない状況です。

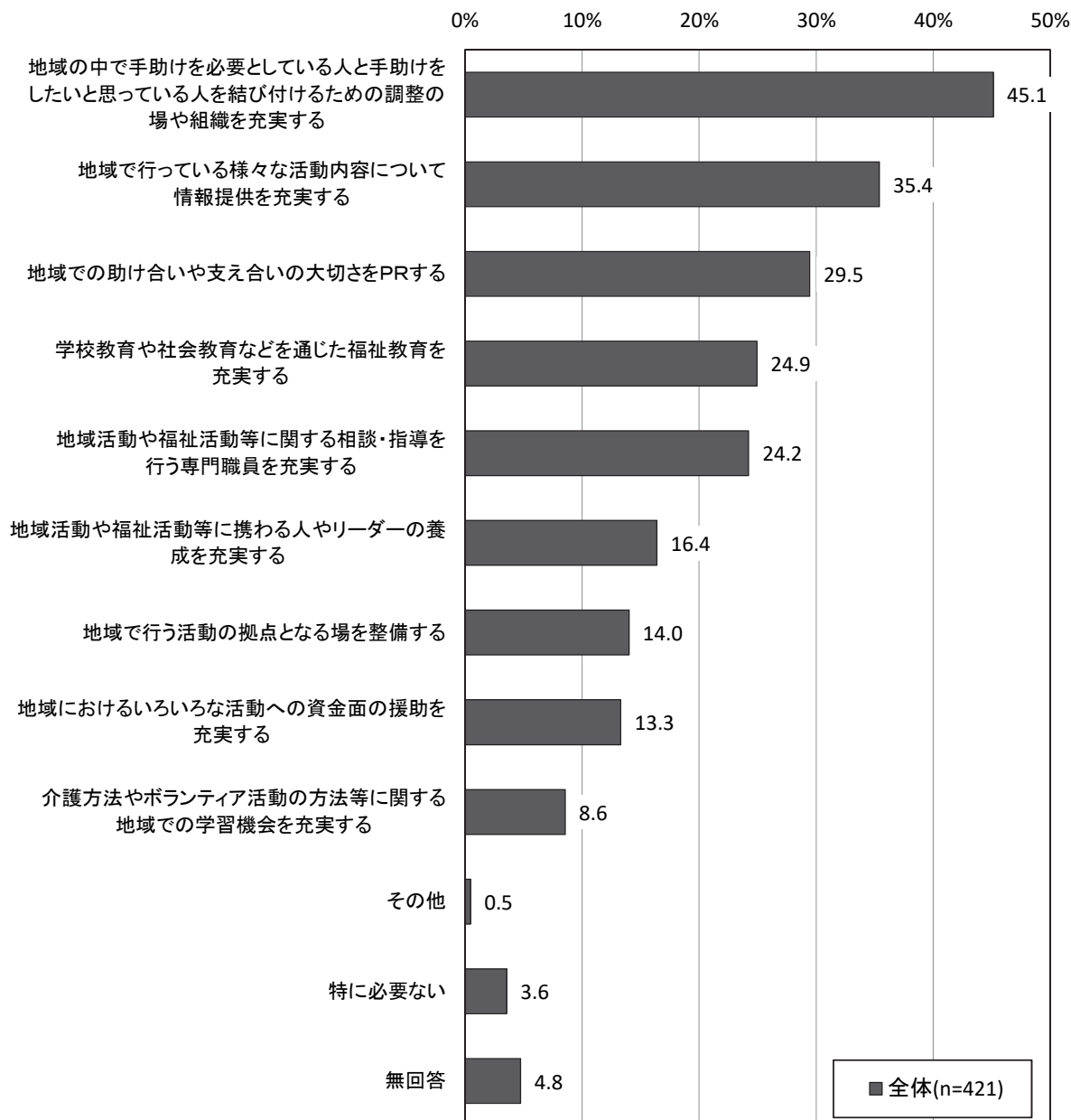
居住地域別でみると、いずれの地区においても「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計は70%以上を占めています。



- とても関心がある
- ある程度関心がある
- あまり関心がない
- まったく関心がない
- 福祉について考えたことがない
- 無回答

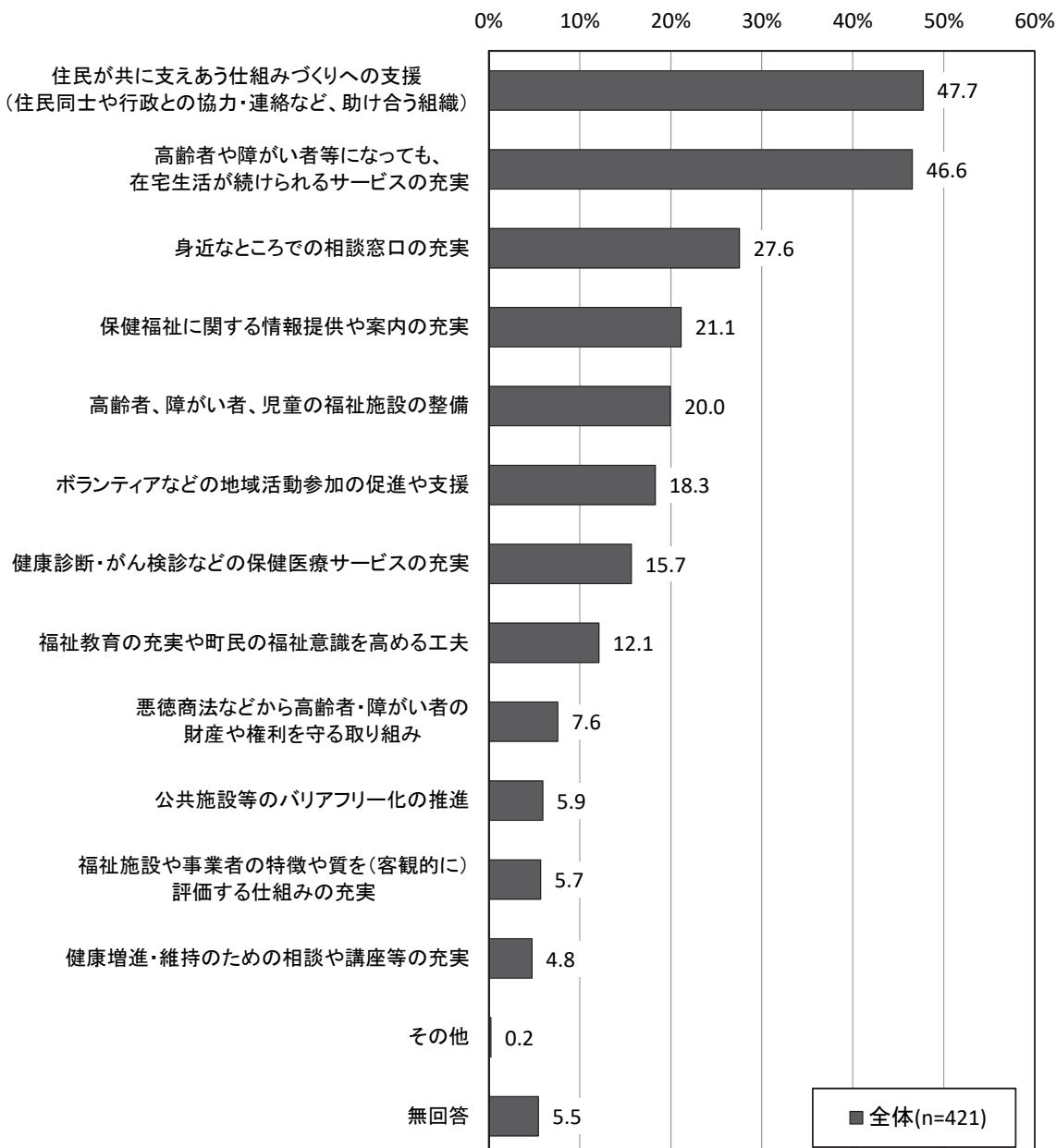
⑧地域での助けあいの輪を広げるために重要なこと

全体では、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるための調整の場や組織を充実する」が45.1%で最も多く、次いで「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」が35.4%が続いています。



◎地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきこと

全体では、「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」が47.7%で最も多く、次いで「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が46.6%で続いています。



8 関係団体アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

第2期鹿部町地域福祉計画策定にあたって、関係団体の現状と課題を把握し、今後町として進めていくべき施策の基礎調査とするため、アンケート調査を実施しました。

《調査方法》

対象団体	町内の福祉サービスをご提供いただいている事業所
調査時期	令和3年2月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

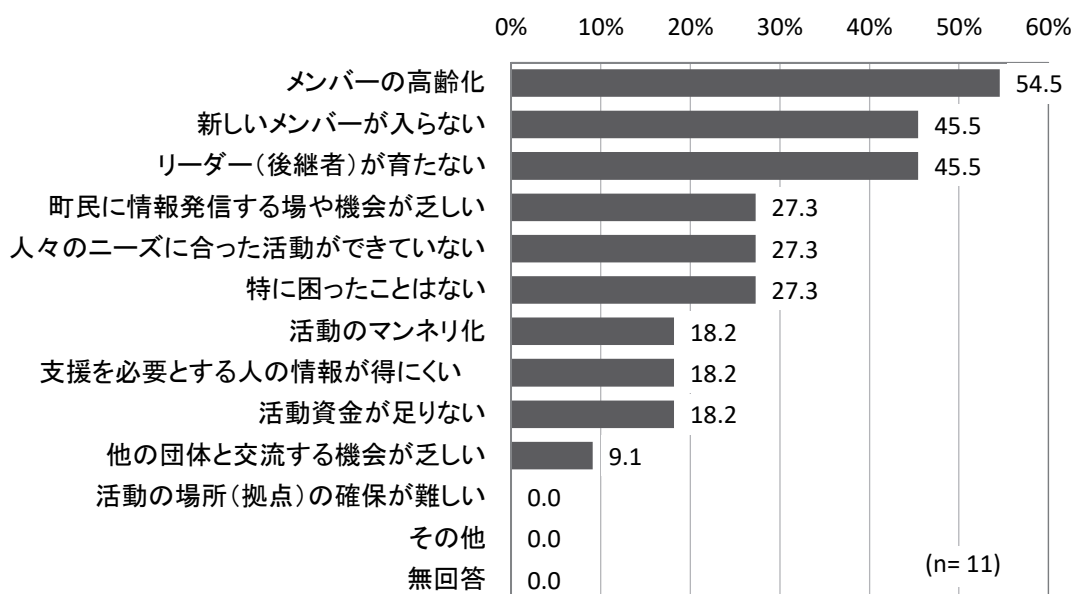
《配布数・回収率》

配布数(票)	有効回収数(票)	有効回収率(%)
11	11	100.0

(2) アンケートの集計結果

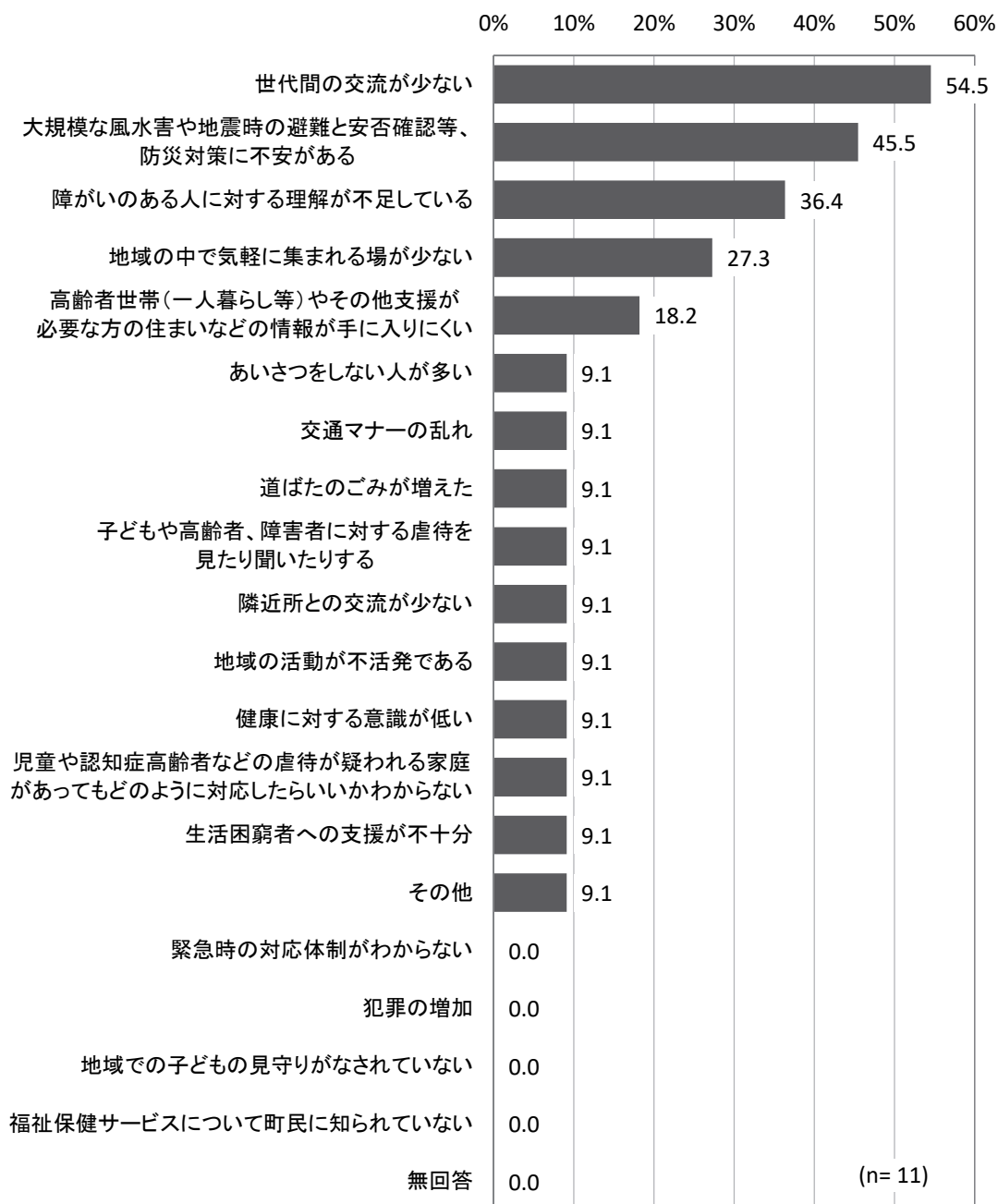
①活動を行う上での困りごと【複数回答】

「メンバーの高齢化」が54.5%で最も多く、次いで「新しいメンバーが入らない」「リーダー（後継者）が育たない」（ともに45.5%）が続いています。



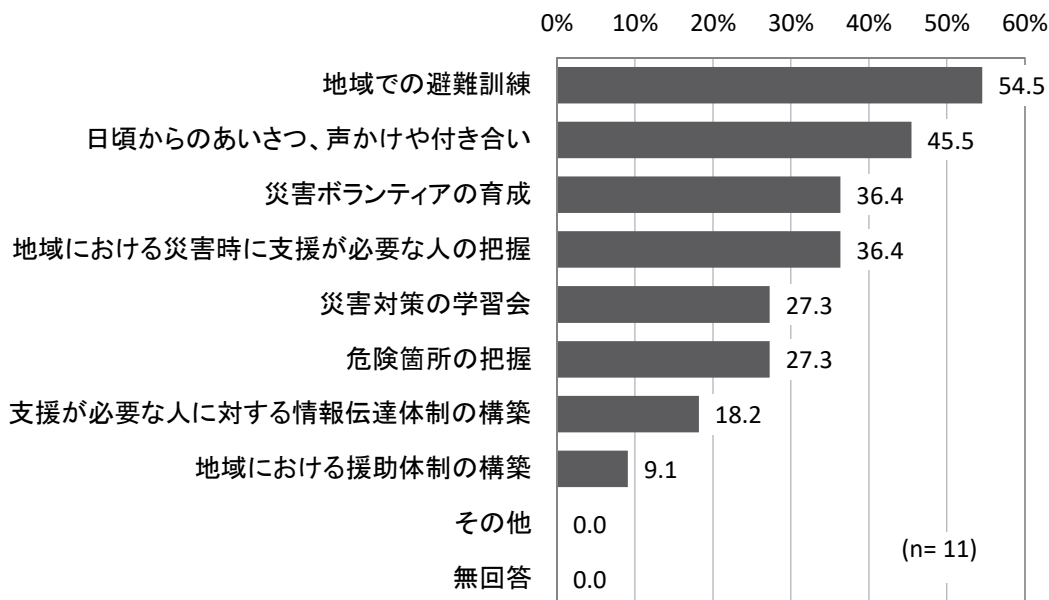
②地域の問題点や課題【複数回答】

「世代間の交流が少ない」が54.5%で最も多く、次いで「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」(45.5%)、「障がいのある人に対する理解が不足している」(36.4%)が続いています。



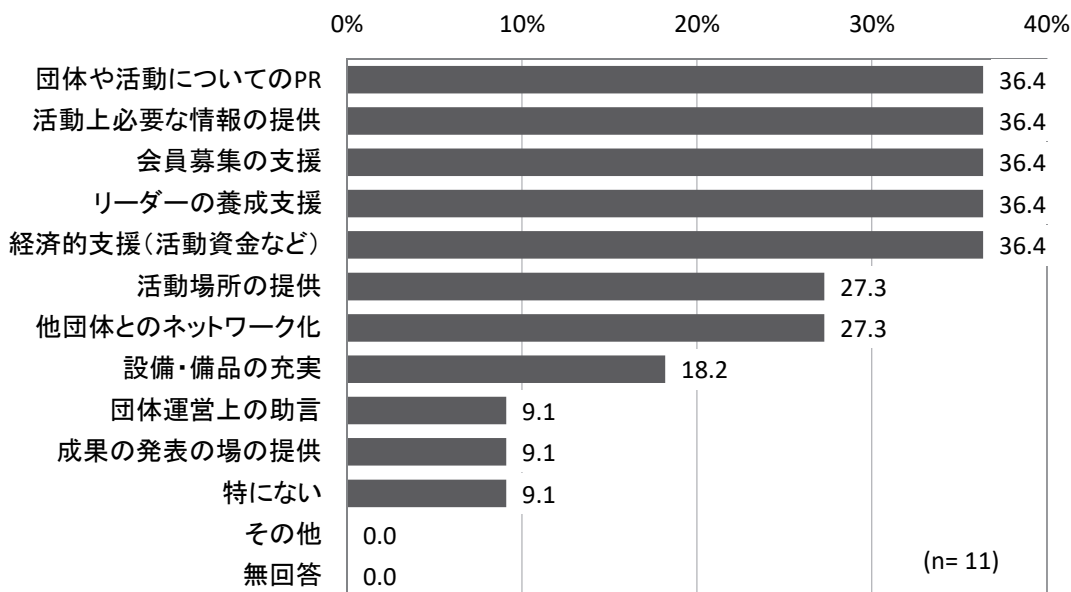
③災害時の備えとして重要なこと【複数回答】

「地域での避難訓練」が54.5%で最も多く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」(45.5%)、「災害ボランティアの育成」「地域における災害時に支援が必要な人の把握」(ともに36.4%)が続いています。



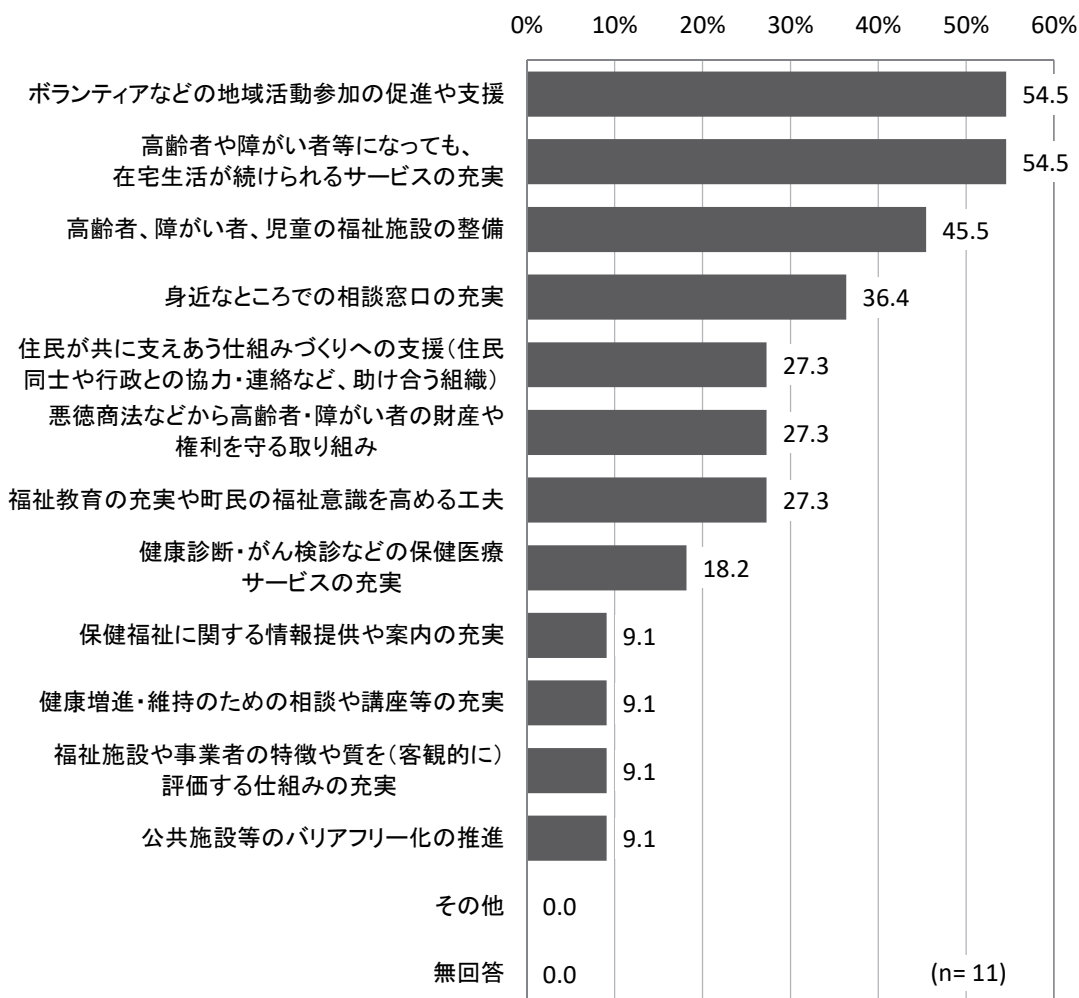
④活動をして行く上で役場に望むこと【複数回答】

「団体や活動についてのPR」「活動上必要な情報の提供」「会員募集の支援」「リーダーの養成支援」「経済的支援(活動資金など)」がそれぞれ36.4%で最も多くなっています。



⑤地域福祉の充実のために町が取り組むべきこと【複数回答】

「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」がともに54.5%で最も多く、次いで「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備」(45.5%)、「身近なところでの相談窓口の充実」(36.4%)が続いています。



9 地域福祉の課題

(1) 健康寿命の延伸

当町の総人口は減少を続けており、年齢3区分別の人口構成をみても15歳未満の年少人口だけでなく、15～64歳の生産年齢人口も減少しています。

また、地域によっては高齢化率や高齢者世帯割合高くなっているところもあり、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯の割合は今後増加することが見込まれます。

今後は、健康の維持増進に向けた取組を充実させ、若年者は高齢になっても健康を維持していけるよう、また、高齢者はできるだけ要介護（支援）状態にならないようにしていくことが大切です。

(2) 介護・福祉人材の確保

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

当町においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、担い手や人材確保が今後さらに深刻化する可能性があります。

(3) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

今後後期高齢者の増加に伴い要介護・要支援認定者数は増加することも予測されます。また、障がいのある方についても療育手帳所持者が増加傾向となっており、支援を必要とする人は今後も緩やかに増加していくと見込まれます。

今後は、支援を必要とする人も地域においていきいきと暮らしていくことができるよう、住民一人ひとりが個人の意思に基づいて地域活動への参加を勧めていくことが必要です。

(4) 地域福祉を推進する連携の体制づくり

福祉サービスを提供する上では、行政によるサービスのみできめ細やかに対応することが難しくなってくることから、公的なサービスのみならず、地域住民同士の助けあいを促進していく必要があります。

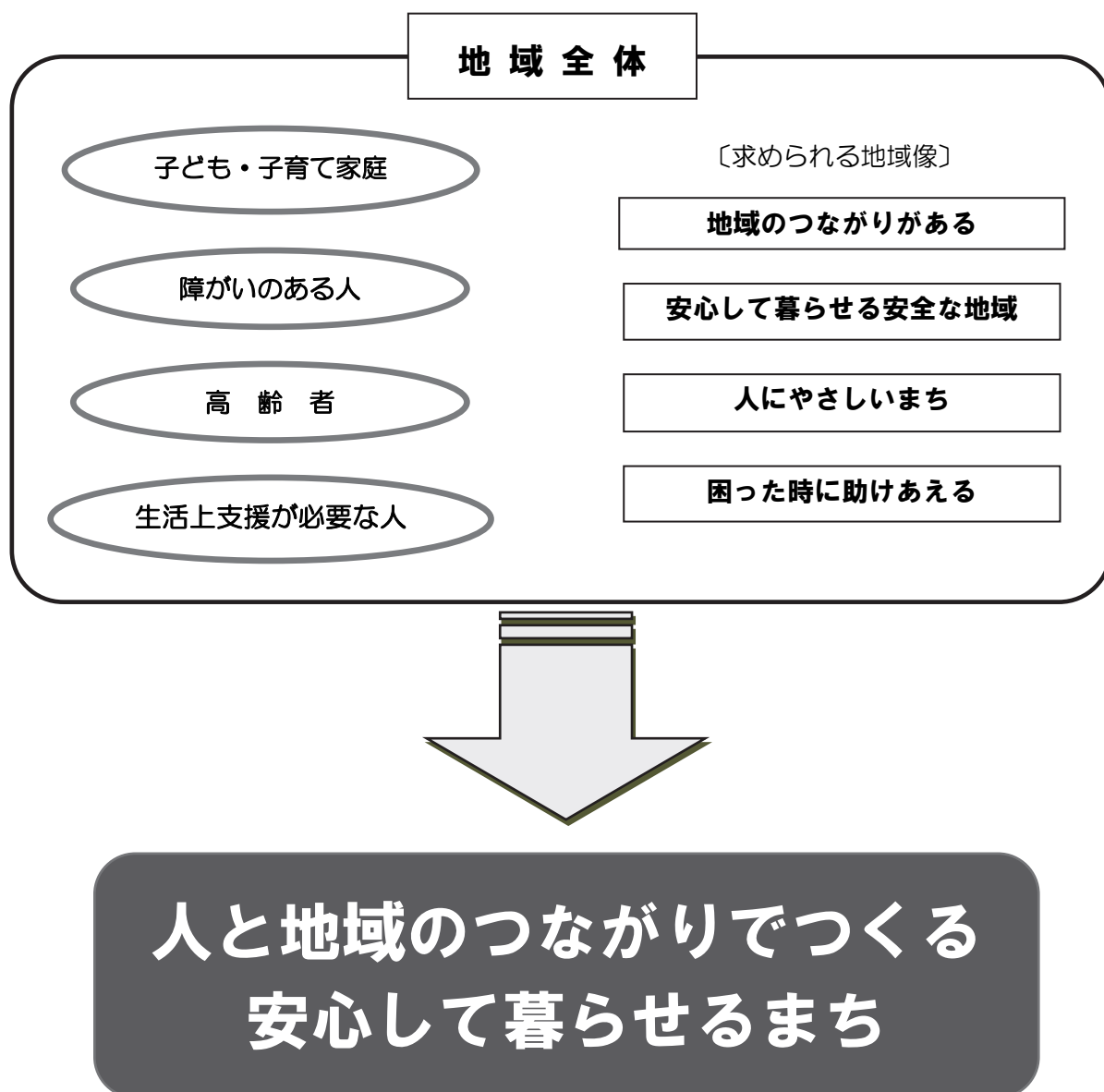
アンケート調査結果によると、今後地域福祉を充実させるためには、住民がともに支えあう仕組みづくりへの取組が求められています。今後は地域福祉への住民の関心を高めるとともに、地域における助けあいを促進するための仕組みづくりを進めていくことが重要です。

第3章 基本方針

1 目標とする地域の姿

日頃から住民同士がふれあいとつながりを大切にして、支えあいや助けあいを行い、すべての人が地域で安心して生活でき、いきいきと活動できる地域を目指します。

《目標とする地域の姿》



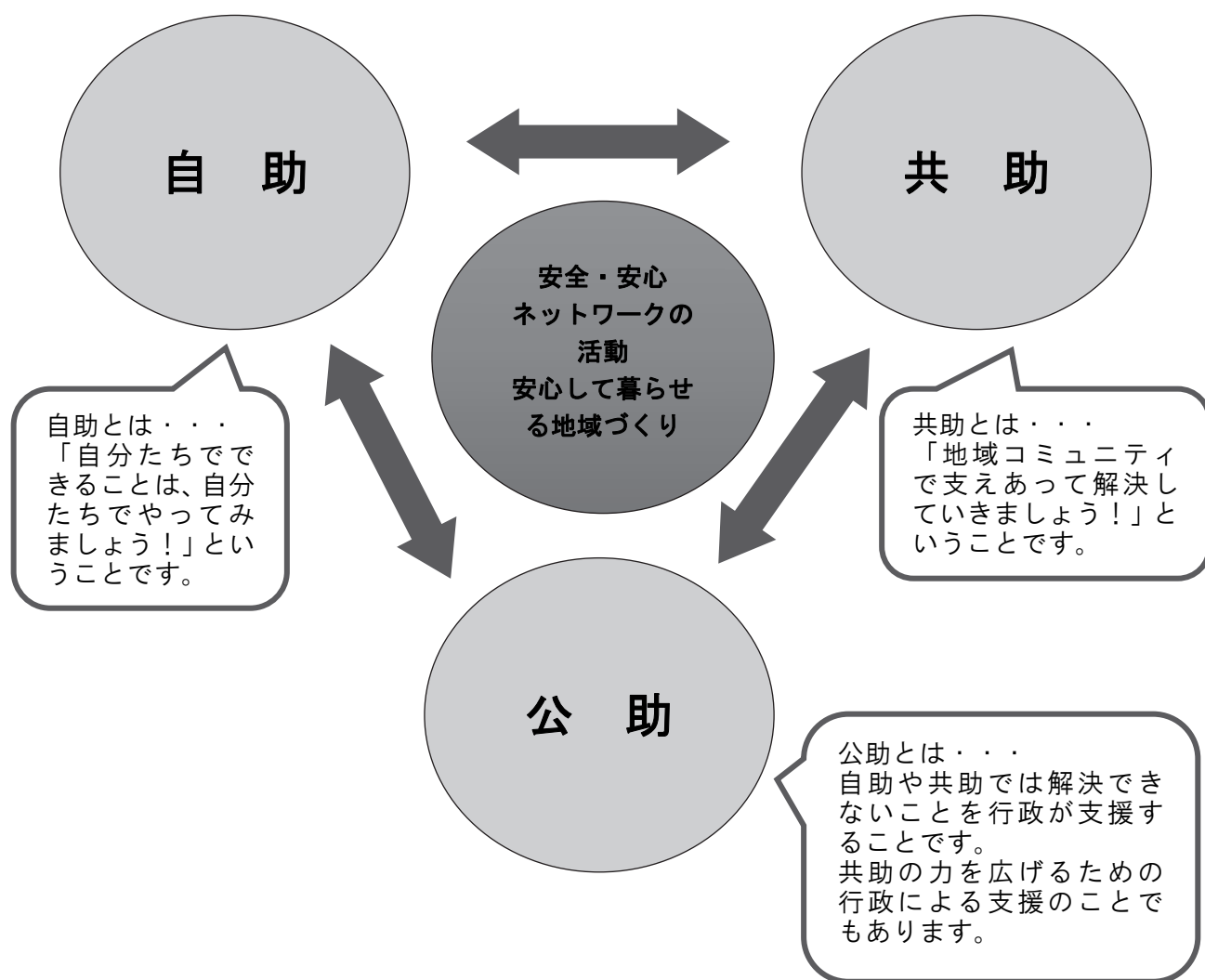
2 取組方針

少子高齢化等を背景に、福祉ニーズは今後もさらに増大・多様化すると見込まれます。これに対応していくためには、行政やサービス事業者だけで対応するのではなく、分担したり連携しあって取り組む手法が不可欠です。

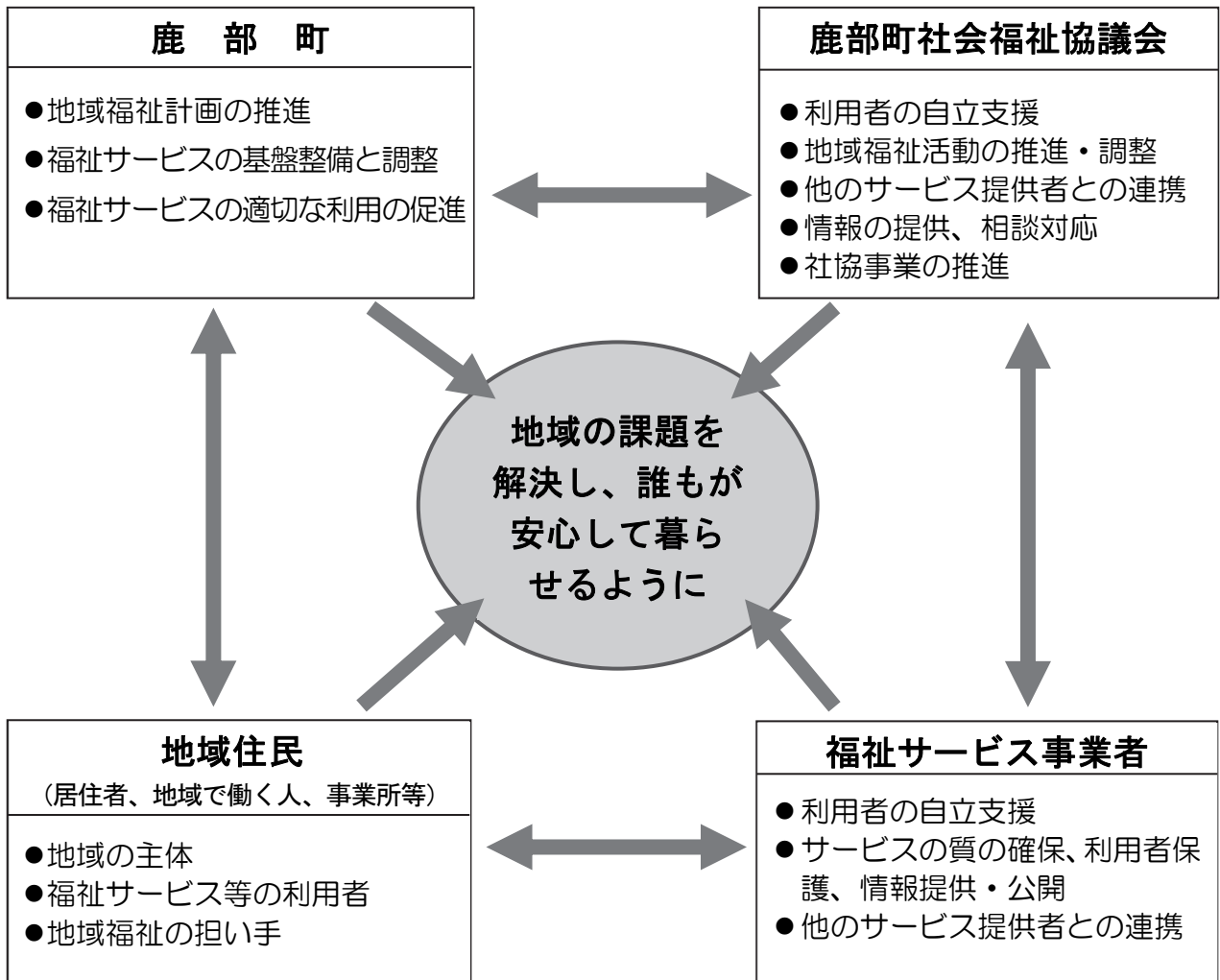
第一に、住民の自助努力と、住民同士・地域での共助が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重して、地域のよいところを「共助」の実践につなげていきます。

地域にある課題を認識して共有し、解決に向けての取組・事業の実施にあたっては本計画に基づき、具体的な方策を検討して取り組みます。

【地域福祉の取組方針】



【地域福祉を推進する各主体の役割】



3 施策の基本目標

《基本目標1》 つながりを大切に育てる

地域福祉の大切さについて、住民に継続して啓発します。世代を超えて様々な住民が知りあい、地域での活動等への一歩につながるように参加の機会・きっかけづくりとともに、人づくりに取り組みます。

《基本目標2》 誰もが安心して暮らせる

互いに人として人格と個性を認めあいながら地域の一員として安心して暮らせるように、ハード・ソフト両面から安心して安全に暮らせる環境を目指します。

このため、支援が必要な人が地域で自立した暮らしを様々な面から支える地域包括ケアシステムの確立と、地域ぐるみ防犯・防災活動、成年後見制度等を推進し、安心して暮らせる基盤を整えます。

《基本目標3》 みんなで支えあい助けあう

高齢者が生きがいを感じ、障がいのある人が意欲的に活動し、子どもたちと高齢者など多世代がともに過ごしたり、あらゆる住民が積極的に地域に関わり、参画する地域福祉活動の体系を構築します。

地域の様々なニーズに対応するため、地域内のサロン活動、見守り活動、ボランティア活動など支えあい・助けあい活動を支援します。

4 施策の体系



つながりを大切に育て 誰もが安心して暮らせる
支えあい助けあうまち

第4章 施策の展開

基本目標1 つながり大切に育てる

(1) 福祉の心の啓発

施策の方向

住民の福祉に対する意識・認識の向上を図るとともに、お互いを理解し尊重しあう心を育むため、子どもの頃からの福祉教育をはじめ、住民の様々な交流や学びの機会等を通じて福祉教育を推進し、福祉の心を啓発します。

主な施策

①相互扶助の意識づくりと共生社会づくりへの取組

家庭や行政区、事業所、老人クラブをはじめとする団体等が福祉についての理解・知識を高めるため、広報しかべや町ホームページなど各種媒体を用いた広報活動や、出前講座やイベントの開催等を通じて住民の福祉意識を高めます。

②福祉教育の推進

お互いに認めあい、助けあい、ともに生きる共生社会づくりに向け、子どもの頃からの福祉教育や交流教育、一般町民向けの生涯学習などを通じてノーマライゼーションの視点や支えあうことの大切さの啓発を推進します。

主要施策 事業	◆幼稚園・小中学校での福祉教育（渡島リハビリテーションセンターとの交流会） ◆出前講座
------------	--

地域全体の取組

- | | |
|---|--|
| ◎ | 鹿部町や他市町の高齢化・少子化の動向を知り、気がかりなこと、不安なこと、身近な地域の課題を考えてみましょう。 |
| ◎ | 自分が関心のある活動やボランティア活動がされているか知りましょう。そして、気軽に参加してみましょう。 |

(2) 交流の場の拡充

施策の方向

地域福祉に関する情報の提供を行い、地域福祉活動への参加のきっかけとして、地域を知る機会や交流の場をつくり、様々な世代の住民の参加を促進します。

主な施策

①交流の場に関する情報提供の充実

地域における交流の場や活動に関する情報を広報しかべ、町ホームページやSNS※1など様々な媒体を通じて広く情報発信します。また、交流活動の実施状況や町外の事例等に関する情報も併せて発信し、交流活動への興味関心を高めるための取組を進めます。

②気軽に交流できる居場所づくり

シルバーカレッジやあったかサロン、「しかべっ子教室」等の子どもの居場所、バンビ教室や子育てサークルなど、住民同士が近くで気軽に交流したり体験できる場づくりと地域における取組を支援します。

また、これらの取組の継続に加え、コミュニティカフェや地域食堂などを設置・活用し、障がい者等も含めた様々な住民が集える共有スペースの構築を目指します。

加えて、地域でのグループ活動、サロンやサークル活動等を推進するため、活動や交流の場として既存の公共施設や空き店舗の活用を促進するとともに、利用方法や場所などの情報を発信します。

主要施策 事業	◆町内会活動の支援	◆老人クラブ活動
	◆サロン、教室、サークル活動	◆高齢者運動会の開催
	◆スポーツ・レクリエーション活動	

地域全体の取組

- ◎ 関心・興味のある活動についての情報を得て、気軽に参加してみましょう。
- ◎ 集まった仲間ボランティアなどの地域福祉活動をしたい場合は、町社会福祉協議会に相談してみましょう。
- ◎ 趣味や特技を活かした仲間を通して、交流を深めましょう。
- ◎ 世代を超えて一緒に過ごす機会をもちましょう。

※1 SNS

Social Networking Service の略で、インターネット上に社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。日本では主に Facebook、Twitter、Instagram、LINE などが利用されている。

(3) 地域を支える担い手の育成支援

施策の方向

地域で地域を支えあう人や団体の活動と地域の様々な資源を連携させて、地域福祉の推進に取り組みます。そのための担い手の育成、団体の育成と効果的な連携、協働での取組を推進します。

主な施策

①地域福祉への住民参加の促進

地域福祉活動の単位の一つとなる、町内会への加入を促進するとともに、町内会や住民活動団体への助成金の給付など活発な活動を促進し、多くの住民が参加できるように支援します。

②町社会福祉協議会の活動支援

地域福祉の中心的な団体である町社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携を強化して、協働で地域課題の解決に取り組みます。

③民生委員・児童委員の活動支援

町行政や町社会福祉協議会へつなぐ役割を担っていただいている民生委員・児童委員について住民へ周知を図り、町と民生委員・児童委員、町社会福祉協議会との連携を強化して、民生委員・児童委員の活動を支援します。

④地域の多様な活動団体の相互連携

町内会、ボランティア、福祉サービス事業者、事業所など地域で活動する様々な団体間の相互連携と、町との協働による地域福祉活動の推進を図ります。

また、共生型居場所づくりの取組を通じて、関係機関や団体相互の連携を図ります。

主要施策 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員・児童委員協議会の活動支援 ◆鹿部町社会福祉協議会の活動支援 ◆地域介護予防活動支援事業
------------	---

地域全体の取組

◎ 地区の担当民生委員・児童委員を知りましょう。
◎ 相談を受けた場合、どこに伝えてよいかわからないときは、地域の担当民生委員・児童委員などに伝えましょう。
◎ 町内会に加入しましょう。
◎ 鹿部町社会福祉協議会の活動を知り、協力しましょう。

基本目標2 誰もが安心して暮らせる

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

施策の方向

福祉的な配慮のある施設・設備の整備については、必要性等を踏まえて促進し、高齢者、障がい者、子どもなどが利用しやすいことを基本に、すべての住民に活動しやすい、人にやさしいまちづくりを進めます。

主な施策

①ユニバーサルデザイン^{※2}の視点で進めるバリアフリー化の促進

バリアフリー法や北海道福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を促進します。既存施設に関しては、これまで小学校への車椅子用階段昇降機の設置や、既存施設のスロープ、手すりの設置などが進められてきましたが、今後も必要性・緊急性を踏まえて、福祉的配慮のある施設整備に努めます。

高齢者、障がいのある人などが利用しやすい環境づくりを進めるとともに、高齢者、障がいのある人を含めすべての人の利用・活動に配慮した施設等を、住民みんなで共用する、ユニバーサルデザインの考え方を啓発します。

②移動支援の充実

これまで、高齢者や障がい者を対象とした巡回バスに代わり、外出支援サービスと地域公共交通の運行により、より広くあらゆる人が生活にかかる外出・移動に困ることのない体制を構築するため協議してきました。

今後は、鹿部町地域公共交通網形成計画（計画期間：令和2～6年度）に基づき、町内循環交通の導入を推進するとともに、大岩地区及びリゾート地区において、デマンド交通を導入します。

③福祉的配慮のある生活基盤づくりの促進

交通安全施設の設置、道路の幅員の確保、段差解消や、公衆トイレの設置、視覚障がい者誘導用点字ブロックの敷設などについては、地域や関係団体の意見を聴き、必要性・緊急性を踏まえた整備を促進します。

町内の公共施設等には障がい者用駐車場を確保しており、適切な利用を促進します。

生活の主要な場である住宅を住みやすくするため、日常生活用具給付事業や住宅改修費の支給等の適正な利用を支援します。また、町営住宅等は改修時に合わせ、バリアフリー化などの必要な整備を計画的に促進します。

※2 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女の差異、障がい・能力に関わらず、すべての人が利用しやすい施設・製品・情報の設計（デザイン）のことで、交通手段、情報伝達方法等、ハード・ソフト両面からすべての人が利用しやすくすること。

④多様な住まいの確保支援

高齢者や障がいのある人が地域での自立生活を支えるため、グループホーム、高齢者向けサービス付き住宅、空き家活用など、民間事業者の参入を含めながら、多様な住まいの確保を検討します。

町営住宅に関しては、入居についての相談や手続きなどを支援するとともに、町営住宅の建て替えに合わせて、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）の整備について検討を行います。

主要施策 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆町営住宅維持管理事業 ◆地域巡回バス運行事業 ◆外出支援サービス、有償輸送サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路の維持管理 ◆歩行環境の整備
--------------------	--	--

地域全体の取組

◎ 障がい者駐車場やスロープ、トイレなど町内のバリアフリーに配慮した施設を知りましょう。

（2）権利擁護の推進

施策の方向

認知症や知的・精神障がい等で判断能力の十分でない人が、その人の人権・権利が尊重され、地域で自立して暮らせるように、権利擁護について啓発します。また、本人の権利を守り、地域での自立した暮らしを支援するための地域連携ネットワークの整備に向けた検討を進めます。

高齢者への虐待、障がい者への虐待、子どもへの虐待、男女間の暴力などについての問題が地域の見守り活動等の中で未然に防止され、虐待防止ネットワークで連携して対応できるように努めます。

主な施策

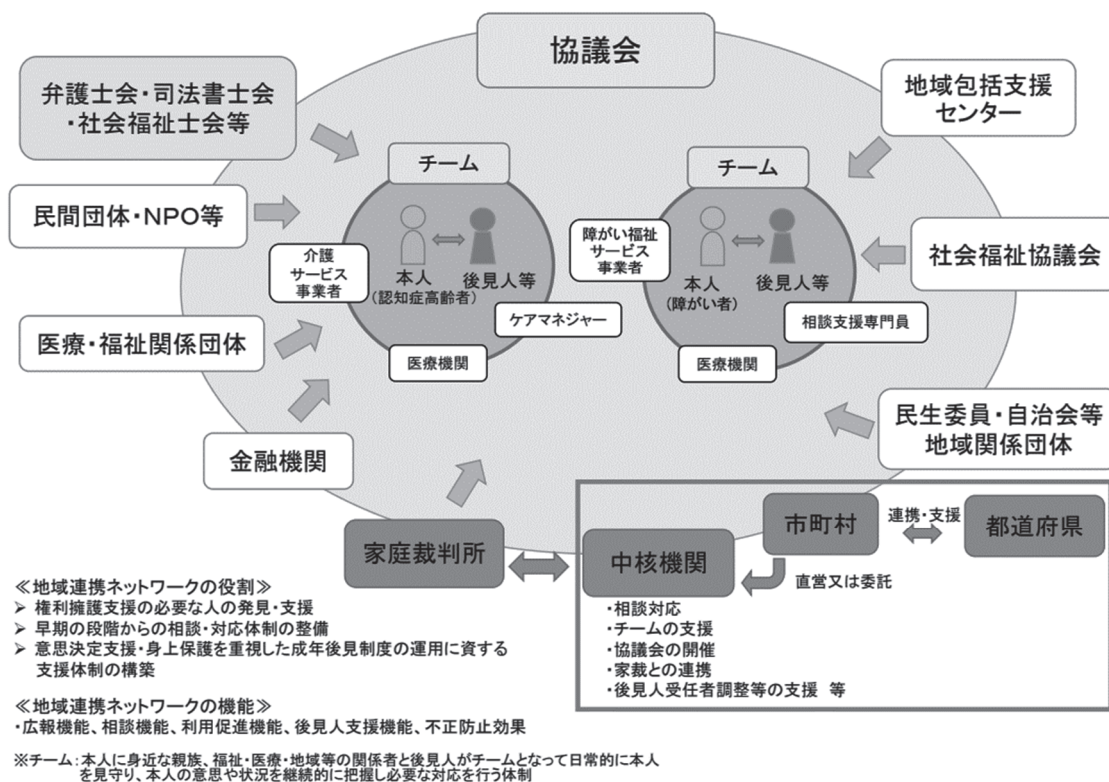
①人権に関する理解の促進

様々な差別や偏見をなくし、一人ひとりの人権が守られるように、人権に関する啓発等を通じて住民の人権に関する理解を促進します。併せて、人権の花プランター事業など鹿部町人権擁護委員の活動を支援します。

②権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制を構築するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進し、成年後見制度の利用促進に関する協議会を設置します。

■地域連携ネットワークのイメージ



[出典]厚生労働省資料

③中核機関の設置

地域連携ネットワークの整備や協議会等の適切な運営を推進するため、相談対応、チームの支援、協議会の事務局、家庭裁判所との連携、受任者調整等の支援などを行う中核機関が必要となります。そのため、令和5年度の中核機関設置に向けた検討を関係機関と実施します。

■中核機関の機能概要

機能	概要
広報機能	利用する本人への啓発活動とともに、支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などの周知啓発を行います。
相談機能	成年後見制度の利用に関する相談への対応や情報提供を行います。
成年後見制度利用促進機能	受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を支援します。
後見人支援機能	市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて支援の体制づくりを行います。

④権利擁護人材の育成

成年後見人等を担うことができる専門職の数は限られており、今後、成年後見制度のニーズが増大するに伴い、担い手不足が重要な課題となることが予想されます。そのため、関係機関との連携により市民後見人養成講座を開催し、成年後見制度を支える人材の育成を図ります。

⑤権利が守られ、地域で自立した生活ができる支援体制の拡充

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の人権が守られ、地域で安心して自立した生活を送れるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知を図るとともに、福祉サービスの利用援助や日常生活の金銭管理等の支援が適切に行われるように、町社会福祉協議会の相談窓口と連携のとれた相談体制を確保します。

鹿部町人権擁護委員、函館地方法務局への相談がいつでもできることを周知するとともに、特設人権困りごと相談所の開設日や安心して相談できることを周知します。

⑥成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人が必要な制度の利用により住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度等の普及啓発を図るとともにその利用を促進するため、成年後見制度の利用に係る費用の助成や町長申立を実施します。

また、日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な人や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通じて明らかになった地域課題について、協議会で検討を行います。

⑦虐待防止ネットワークの連携強化

子どもへの虐待、高齢者や障がい者への虐待、男女間の暴力などが社会問題となっており、早期発見・未然防止していけるように、またこのような課題を身近な問題として地域の認識が深まるように、住民に啓発します。

また、身近に相談できる窓口として、高齢者の地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター等を設置して対応マニュアルを作成しており、これら相談窓口について住民に周知を図ります。

民生委員・児童委員との情報共有や連携強化を図り、通報や相談に迅速に対応できるよう努めるとともに、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関との連携により、虐待を未然に防止し、迅速な対応を図るためのネットワークを十分活用して対応できるように取り組みます。

また、引きこもりや閉じこもり問題など、地域での孤立防止に取り組みます。

主要施策 事業	◆人権擁護委員活動	◆成年後見制度利用支援事業
	◆日常生活自立支援事業（社協）	◆人権相談
	◆認知症サポーター養成講座	◆市民後見人養成講座

地域全体の取組

- ◎ 認知症や障がいなどで判断力が低下した人の権利を擁護するための相談窓口や支援策があることを知りましょう。
- ◎ 地域で困っている人からの相談を受けたら、民生委員・児童委員や町の相談窓口を紹介しましょう。

(3) 福祉サービスの充実

施策の方向

利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供されるように、福祉サービスの充実を図り、利用者の選択の幅が広がるように努めます。

併せて、福祉に関わる人材の確保・育成を図るとともに、多様化・複雑化する利用者ニーズに対応しうる福祉人材の養成を支援します。

主な施策

①連携のとれた生活支援施策の提供・推進

公助の視点から、制度に基づく各種福祉サービス、町の生活支援施策等が適切に実施されるように、各分野の計画に基づき点検を行いながら、各種福祉サービスが相互に連携して推進されるように努めます。

②援護事業の推進

生活保護や生活困窮者など援護が必要な世帯への適切な保護・支援を行うとともに、自立生活の実現に向けて、福祉・保健・医療・教育・就労などの横断的な連携を図って支援を行います。

③福祉人材の確保・育成

利用者のニーズに対応しうる福祉サービスの担い手の確保に向けて、福祉サービス事業者等と連携して情報提供や研修機会の確保などの支援を行います。

また、介護現場の生産性向上に向け、ICTの活用を含めた先進技術の導入支援の検討や文書負担軽減に向けた取組を進めます。

④NPO等多様な担い手の育成

既存NPO団体が行う活動への支援体制を継続するとともに、新たな担い手としてNPO団体が設立に際しては、必要に応じて相談支援などを行います。

主要施策 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活保護・生活困窮者自立支援事業 ◆福祉関係者の研修機会の確保支援
------------	---

地域全体の取組

◎ 高齢者や障がい者の社会参加を支援するサービスについて知りましょう。

◎ 乗り合わせで外出できる近所付き合い・友達をつくりましょう。

(4) 地域包括ケアシステムの推進とサービスの質の向上

施策の方向

高齢者支援の中心的存在である地域包括支援センターの様々な機能を通じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図るほか、多職種連携及び地域課題の協議の場として地域ケア会議^{※3}を開催し、地域ネットワークの強化とケアマネジメント力の向上を図ります。併せて、福祉サービスの充実を図るとともにサービスの質の向上を図るため、サービスの第三者評価を継続します。

主な施策

①地域包括ケアシステムの確立

高齢者対策では地域包括ケアシステムが方向づけされ、障がい者対策では地域生活を送るための相談支援やケアマネジメント^{※4}が進められています。このように、支援が必要な人の尊厳の保持と自立生活の支援のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の資源や力を包括的・重層的に組み合わせて利用し、その人の暮らしを支援する仕組みづくりに取り組めます。

地域包括ケアシステム推進で重要な位置付けにある地域ケア会議に関しては、保健・医療・福祉等、関係機関の連携や一体的な取組を推進するため定期的な開催を継続し、関係機関のネットワークづくりとケアマネジメント力の向上を図ります。

併せて、地域での自立した暮らしを支援するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）^{※5}の活動により地域のニーズ把握や担い手の発掘・育成を推進するとともに、医療と福祉の連携強化、認知症サポーター養成講座、認知症ケアパスの作成等認知症対策、家族介護支援事業に取り組めます。

②生活支援サービスの充実

生活支援コーディネーターの活動を通じて、新たな福祉ニーズの把握、対応に努めます。地域自立生活支援事業では買い物支援を取り入れて実施するなど、町の福祉サービスについて周知を図るとともに、必要な人が利用できるように努めます。

※3 地域ケア会議

地域包括支援センターが主体となってサービス事業者やケアマネジャーなど高齢者福祉の関係者が集まる会議体のこと。要介護・要支援認定者及びそのおそれのある高齢者に関して、個別ケースごとに支援の方法や方向性を検討・評価するとともに、地域課題の集約、情報交換を行う。

※4 ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力し合い、支援を必要としている人に総合的な福祉サービスを施すこと。個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する。

※5 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域における生活支援サービスの充実に向けて、生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などを行うとともに、町内の事業者の情報を詳細に把握し、支援を必要としている人にサービスが行き届くよう、事業者の紹介などを行う。

③利用者の視点に立った苦情処理・第三者評価の継続

介護保険サービスや障がい福祉サービス等の利用や提供事業者についての苦情等への対応は、町、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域自立支援協議会、町社会福祉協議会の相談、必要に応じて広域や道の苦情審査員や相談窓口等について周知します。併せて、苦情の解決に向け、連携して迅速な対応に努めます。

また、高齢者、障がい者、子どもへの各種サービスを提供する施設・事業者における福祉サービス第三者評価を通じてサービスの質の向上を図ります。

主要施策 事業	◆認知症高齢者支援施策	◆地域自立生活支援事業
	◆生活支援体制整備事業	◆介護給付適正化事業

地域全体の取組

- ◎ 必要なサービスを利用して自立した暮らしを心がけましょう。
- ◎ サービスを利用して困ったことを伝える場や制度があることを知りましょう。

(5) 地域ぐるみ防災・防犯活動の推進

施策の方向

地域において安心して暮らせるように、「自分たちの地域を自分たちで守る」意識をもって、地域ぐるみでの防災・防犯活動が展開されるように取り組んでいくことが重要となっています。

このため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害時に援護が必要な人の把握と、災害時に避難等を支援する仕組みの充実を図ります。

また、地域ぐるみでの防犯活動・安全活動を展開します。

主な施策

①防災に関する周知啓発の推進

地域住民に対する防災知識の普及啓発活動について広報しかべ等を通じて行うほか、防災ガイドブック等を作成し配布することにより、日頃からの防災に対する意識の高揚を図ります。

②地域での防災活動の推進

地域における防災力向上に向けて、町内会における防災体制の強化・促進や災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を活用した訓練実施への支援を行います。

併せて、自主防災組織の育成を推進することで防災意識の普及と防災力の向上を図り、平素からの防災訓練など地域における防災活動を支援します。

また、要配慮者及び避難支援者が主体的な行動ができるように、研修等を通じて登録、備蓄、連絡先の確保などを促します。

事業所等は地域防災の拠点的な役割を有することから、避難確保計画や事業継続計画など防災関連計画の策定に向けた支援を行います。

③避難行動要支援者等対策の推進

庁内関係各課や関係機関が連携して避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、避難支援計画の策定を推進します。

また、防災、福祉、保健、医療等の各分野の関係者は関係機関同士の連携など避難行動支援に関わる共助の向上が図られるよう町から働きかけるとともに、避難行動支援者連絡会議（仮称）の設置など、横断的な連携を図ります。

④福祉避難所の拡充に向けた検討

避難行動要支援者等の避難支援体制を確保するため、高齢者や障がい者で介護・支援が必要な方が避難する場として、渡島リハビリテーションセンターの協力により福祉避難所が設置されました。

今後は、収容人員数の増枠や、精神的な障がいをもつ方の避難配慮の観点から、2箇所目の福祉避難所の設置を検討します。

⑤防犯意識の啓発

消費者被害や特殊詐欺等も含め複雑化、悪質化する犯罪の被害に巻き込まれないよう、警察等と連携して、啓発活動と情報提供に努めます。

⑥地域での防犯・安全活動の推進

地域の協力を得ながら、子どもたちの見守り活動やパトロール活動、交通安全の街頭活動などを今後も継続して実施します。

また、子どもたちの安全を地域で守る活動である「子ども110番の家」について広く周知を図ります。

⑦外灯・防犯灯の設置促進

外灯、防犯灯について地域の声を踏まえて設置の促進に努めるとともに、玄関の灯りの点灯活動など地域の協力を得ながら、安全活動を促進します。

⑧緊急時・救急時の対応

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、要支援・要介護認定を受けた高齢者が緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置・貸与しています。また、要支援・要介護認定を受けていないひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の方には、救急カード利用促進事業を実施しています。安心して暮らせる支援として、必要な高齢者が利用できるように努めるとともに、地域の協力を働きかけていきます。

主要施策 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急通報電話利用支援事業 ◆出前講座 ◆在宅者援護体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◆救急カード利用促進事業 ◆災害時要援護者避難支援プラン ◆社会福祉施設における防災体制の充実
--------------------	---	---

地域全体の取組

◎	身近な地区の中で、危ない場所や施設などを日頃から気にかけて、機会があったら地域の人に知らせたり、話し合ったりしましょう。
◎	地域のあいさつ運動・見守り活動に参加・協力しましょう。
◎	町の広報やホームページの防災情報に日頃から目を通しておきましょう。
◎	自主防災組織の活動、地域での避難訓練に参加しましょう。
◎	「駒ヶ岳が怒ったとき・駒ヶ岳火山防災ハンドブック」「津波ハザードマップ」は家族でみて、避難場所や連絡方法を相談しておきましょう。
◎	災害に備え、3日分をめどに備品・衣服・食料などの備蓄に心がけ、非常用持出袋を準備しましょう。

(6) 情報提供と相談支援の充実

施策の方向

各種福祉制度の改正等が行われている中、支援やサービスが必要な人が必要な情報を得て、必要なサービスを利用できるように、その人の状況にあった情報提供に努めます。

身近な地域で相談できる体制づくりをさらに進めるとともに、多様化・複雑化する課題の解決に対応できる相談支援の体制づくりを進めます。

主な施策

①情報提供手段の拡充

町や町社会福祉協議会の事業・取組について、「広報しかべ」や「社協だより」等の広報誌、町や町社会福祉協議会のホームページ、回覧等を活用してタイムリーな情報提供を行います。

各課で作成しているサービスの案内やしおりを有効に活用して情報提供を行うとともに、保健福祉に関しては、制度の改正等について迅速に更新して提供できるように、ガイドブック、しおりやちらしを作成し、相談や窓口業務において有効活用を図ります。

また、町の相談役である民生委員・児童委員への情報提供を継続するとともに、出前講座や各種講座、地区の会合・行事など、様々な機会を捉えて情報提供に努めます。

②情報のバリアフリー化

町ホームページでウェブアクセシビリティ^{※6}への対応を行うとともに、高齢者や障がい者等に対する情報提供を行う際には、情報提供方法の配慮に努めます。

③身近な地域での相談体制の拡充

民生委員・児童委員などの地域での相談・各種活動を支援するため、研修への参加支援などを行

※6 ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

います。また、サロンや地域での集まりなどの機会を活用し、担当職員が積極的に地域に出向いて相談や情報提供を行うなど、気軽に相談できる機会を確保します。

その他、町社会福祉協議会の困りごと相談やすずらん無料法律相談、特設登記相談所などの相談窓口については、広報しかべで周知を図ります。

④相談体制の充実

保健福祉課（地域包括支援センターを含む）、各担当課、町社会福祉協議会などの相談窓口が、多様な相談や支援に総合的に連携して対応できるように、情報の共有化、関係機関との連携強化を図ります。

また、分野や年齢を問わず、様々な相談を受け止める包括的な相談支援体制の整備に向けた検討を進めます。

主要施策 事業	◆広報しかべの発行	◆福祉関係パンフレットの作成
	◆相談窓口業務	◆町ホームページでの情報提供

地域全体の取組

◎ 広報しかべ、ホームページ、回覧に目を通しましょう。
◎ 広報しかべを綴って、必要なところを保存しましょう。
◎ 保健福祉のサービスは、国・道・町の動向により改正が行われるので、新聞やニュース等に関心を持ちましょう。
◎ 地域の課題を、町及び町社会福祉協議会に継続的に伝えましょう。
◎ 地域にある既存の施設の清掃等、集まりやすい場所の環境整備に努めましょう。
◎ 地域で声をかけあって、地域の行事に参加してみましょう。

基本目標3 みんなで支えあい助けあう

(1) 地域共生社会の構築

施策の方向

支援が必要な人を適切なサービス利用につなぐための仕組みづくりや、地域における多種多様な課題の解決のため、地域の人や団体、事業者、町行政が支えあい、課題の共有と協働による解決への取組が図れるように、連携したネットワークづくりを目指します。

主な施策

①地域の支えあい・助けあいの仕組みづくり

町内会連合会、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、ボランティアなど、様々な主体が連携を図るとともに、新たな参加者が増え、地域福祉の担い手として活躍できるような仕組みづくりに努めます。

②協議体による地域福祉の推進

民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、ボランティア、地域ケア会議など福祉に携わっている各主体の連携を図り、地域課題の把握や対応方法を検討するため、関係団体等で構成される協議体の設置を継続します。

③重層的な支援体制の構築

住民の支援ニーズが複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では柔軟な対応が困難になっていくことが予想されるため、属性や世代を問わない相談の受け止めなど包括的で重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めます。

主要施策 事業	◆町内会連合会、民生委員・児童委員協議会、地域ケア会議等の連絡調整
------------	-----------------------------------

地域全体の取組

◎ 地域での様々な活動に関心を持ち、活動に参加・協力しましょう。

(2) 地域での支えあい活動の推進

施策の方向

地域での日常的なふれあいが災害時などの支えあい活動にもつながることから、地域での様々な活動を活性化させ、見守りが必要な高齢者や障がい者、子どもなどを地域で把握し見守り体制の充実を図ります。

主な施策

①地域の声かけ・見守り活動の推進

ひとり暮らしや日中ひとり暮らし、認知症のある高齢者などの見守りや声かけ、安否確認などを、近くの住民、民生委員・児童委員、ボランティアなどが連携して推進します。

また、子どもの安全対策や虐待防止などについては、地域の子どもと大人が知りあい、地域で見守る体制づくりを進めます。

災害時要援護者の支援は日頃からの声かけや見守りなど住民相互のネットワークが基本であることを踏まえ、町内会との連携による取組を促進します。

②町内会活動の促進

地域福祉活動の住民にとって最も身近な単位として町内会を軸に、地域で子どもから高齢者まですべての人を対象にした行事や世代間交流などの活動を支援し、地域の行事への住民の参加を促進します。

③サロン活動の推進

高齢者と地域の住民が気軽に参加し、介護予防や交流、情報交換や相談の場にもなる「あったかサロン」などサロン活動を継続します。また、高齢者等の参加を促進するため、実施内容の充実や実施方策の改善に努めるとともに、活動をサポートするささえ隊の活動支援を行います。

④小さな支えあい活動の展開

地域における課題解決のための取組、ちょっとした支援活動、無理のない形で関心のある人が参加・協力できるような小さな支えあい活動の展開を図ります。

主要施策 事業	◆ ささえ隊等サロン活動	◆ 「声かけ運動」の活用
	◆ 出前講座	

地域全体の取組

- ◎ 町内会の行事に参加しましょう。
- ◎ 町内会活動を通じて、自ら解決できる地域課題を検討してみましょう。
- ◎ まる元らくらく運動教室、あったかサロンなどに参加しましょう。

(3) ボランティア等活動の推進

施策の方向

地域の様々な課題を地域で解決する取組が展開されるよう、ボランティアの養成及び活動の場づくりを行います。また、ボランティア活動の担い手を確保するため、ボランティアポイント制度の導入など、より良い制度づくりに向けた検討を進めます。

主な施策

①ボランティア活動の支援

個人のボランティア、ボランティア団体の登録や活動支援を行うとともに、活動の場が広がるようにコーディネート・調整を図ります。また、ボランティア団体間の交流会、ボランティア養成講座などを開催します。

また、ボランティアに関心がある住民の参加を促進するため、ボランティアに関する情報提供や参加しやすい場づくりに努めます。

②住民参加型福祉サービスの検討

生活支援体制整備事業を通じて進めてきた有償ボランティア及び利用者の登録を継続するとともに、ボランティアポイント制度の導入など、利用する側、支援する側双方にとってより良い制度づくりに向けた検討を進めます。

主要施策 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティアの発掘・育成 ◆ボランティア団体の活動支援 ◆ボランティアセンター機能の確保
------------	---

地域全体の取組

◎	ボランティアの活動を知りましょう。
◎	身近なことから、できることからボランティア活動や支援が必要な人を支えることに関わってみましょう。

(4) 生きがいと心身の健康づくりの推進

施策の方向

生きがいづくりや高齢者の介護予防、ライフステージに応じた心身の健康づくりを推進する上で、地域の参加や協力は不可欠です。また、このような住民の生活に近い課題にともに取り組んだり、考えたりすることが交流や参加の機会やきっかけとなり、地域福祉の推進にもつながることから、生きがいづくり、心身の健康づくりの施策を地域の理解と協力を得ながら推進します。

主な施策

①生きがいづくりと社会参加の促進

団塊の世代が高齢期を迎え、高齢化が進行する中、元気な高齢者が地域を支える担い手として活躍していただけるよう、高齢者のシルバーカレッジの開催、生涯学習活動の支援、退職した世代のリーダー育成などを推進します。

地域で子どもと子育てを支援する環境づくりに、高齢者等との世代間交流や体験活動を取り入れたり、高齢者が高齢者を支える活動などを、高齢者の生きがいづくりにもつながる取組として地域ぐるみで推進します。

障がいのある人の社会参加を促進するため、様々な活動に参加しやすくするため、地域活動支援センター事業の実施をはじめとした支援を行うとともに、就労や職業訓練等の機会の確保、学習活動や交流活動など、多様な社会参加の機会の確保を図ります。また、町では障がい者就労支援施設等からの物品調達について毎年度方針を定め、計画的な調達と活用を推進します。

②心身の健康づくりと健康管理の推進

地域ぐるみの健康づくりに向けて、食生活改善推進員をはじめとする様々な地域の団体等と連携をとりながら、健康増進、食育、介護予防、望ましい生活習慣の確保を図るための施策・事業を推進します。

また、心の健康を維持するため、十分な睡眠の必要性やストレス解消法、相談先の周知など心の健康に関する周知啓発を推進します。加えて、ゲートキーパーなど自殺対策を担う人材を育成するとともに、地域ネットワークを通じた町全体での自殺予防対策を推進します。

主要施策 事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆あったかサロン等介護予防事業 ◆食育推進事業 ◆ゲートキーパーの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康増進事業 ◆地域の健康づくり推進
--------------------	---	--

地域全体の取組

- | | |
|---|---|
| ◎ | かかりつけ医をもちましょう。緊急時の対応について、かかりつけ医と相談しておきましょう。 |
| ◎ | 各地区で身体を動かしたり、健康づくりや介護予防、料理等の教室があることを知しましょう。町の広報やホームページのお知らせ、保健事業案内を見て、気軽に参加してみましょう。 |
| ◎ | 自分の健康、家族の健康を考え、生活習慣や食習慣を見直しましょう。 |
| ◎ | 健診・がん検診を定期的に受診しましょう。家族や友人に受診を勧めましょう。 |
| ◎ | 障がい者就労支援施設等の物品を使用・活用しましょう。 |

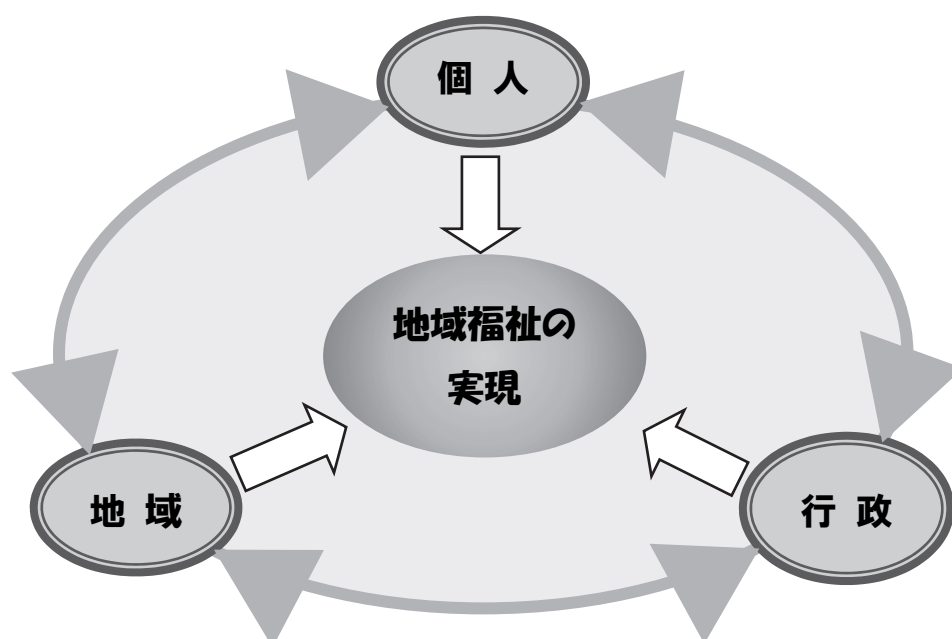
第5章 計画の推進

1 住民・地域・町の協働による計画の推進

地域福祉を推進していくために、住民一人ひとりや町内会をはじめとする地域の各種団体、事業者、行政などの主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携することが重要です。

総合的・長期的な視点から計画を推進し、地域の様々な主体が協働で地域福祉の推進を目指して取り組んでいきます。

【地域福祉の推進のイメージ】



(1) 住民一人ひとりができること

住民一人ひとりが地域福祉の担い手です。福祉に対する意識を高め、地域の一員として自覚をもつことが大切です。毎日の生活の様々な場面での気づきを大切にしながら、個々の知識や技術を活かし、地域の活動に積極的に参加します。

(2) 民生委員・児童委員による推進

民生委員・児童委員は、地域で支援が必要な人の相談に応じたり、福祉サービスの利用の情報提供や、行政や団体とのパイプ役など、地域福祉の重要な担い手として様々な支援活動を行っており、地域を最も知っている人でもあります。

地域福祉を推進するために、民生委員・児童委員が取り組んでいる様々な課題を地域の関係者と共有し、地域において、町内会、町社会福祉協議会、ボランティア団体、関係機関等と相互連携を密にして地域福祉の担い手として活動します。

(3) 町内会等の地域団体による推進

地域には共助の力を高めることが期待されます。町内会、町社会福祉協議会、老人クラブ、青少年健全育成会議などの地域団体は、住民が互いに支えあって暮らせる地域社会に最も近い組織体です。

広く住民が参加できる行事の開催、地域課題について考える座談会の開催などにより、住民の関心を高めることや、様々な団体・機関と連携・協力して地域活動を一層活発にし、充実させていきます。

(4) ボランティアによる推進

ボランティアの住民活動団体は、住民自らがまちづくりの主体として様々な知識や能力を活かして、地域の課題解決に取り組むことが期待されます。

住民、住民活動団体、行政、企業など、それぞれの役割や協力関係を見直し、ともに考え、協力しながら取り組み、成果と責任を共有しあう協働のまちづくりを推進します。

(5) 福祉関係者による推進

各種福祉関係事業者が、利用者の立場に立って質の高い福祉サービスを提供することが求められています。サービスの提供により、利用者の自立を支援するほか、多様なニーズに対応し、他の事業者や関係機関、地域の各種団体などとの連携に努めます。併せて、サービスの質の確保、利用者の権利擁護、事業やサービス内容等の情報提供及び情報公開を行うなど、必要なサービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

また、事業者がもつ人材やノウハウを地域に活かし、地域の一員として行動します。

(6) 事業所による推進

町内に立地する事業所は地域の福祉活動に参加したり、住民や団体との交流の場を広げていくなど、地域とのつながりを深め、活力ある地域をともにつくり出すため、地域の一員として行動します。

(7) 町行政による推進

地域福祉の推進にあたり、町行政は住民福祉の向上を目指して各種施策を総合的に推進する責務があります。このため、「高齢者保健福祉総合計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、関連する法定計画、個別計画改定時は、本計画の理念を踏まえて一層の福祉の推進に資する内容とするとともに、具体的な施策、事業について整合を図り、当町の目指すべき福祉社会の実現に向けた取組を進めていきます。

住民の福祉意識の醸成と地域福祉活動への参加を促進し、地域で住民が主体的な活動ができるように支援するため、住民活動や防災、まちづくりなど庁内の連携を図ります。

また、民生委員・児童委員、地域活動団体、事業所、福祉関係事業所、その他関係機関などとの相互連携・強化を図ります。

併せて、福祉に関する相談や情報提供など総合的な保健福祉体制の充実に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による推進

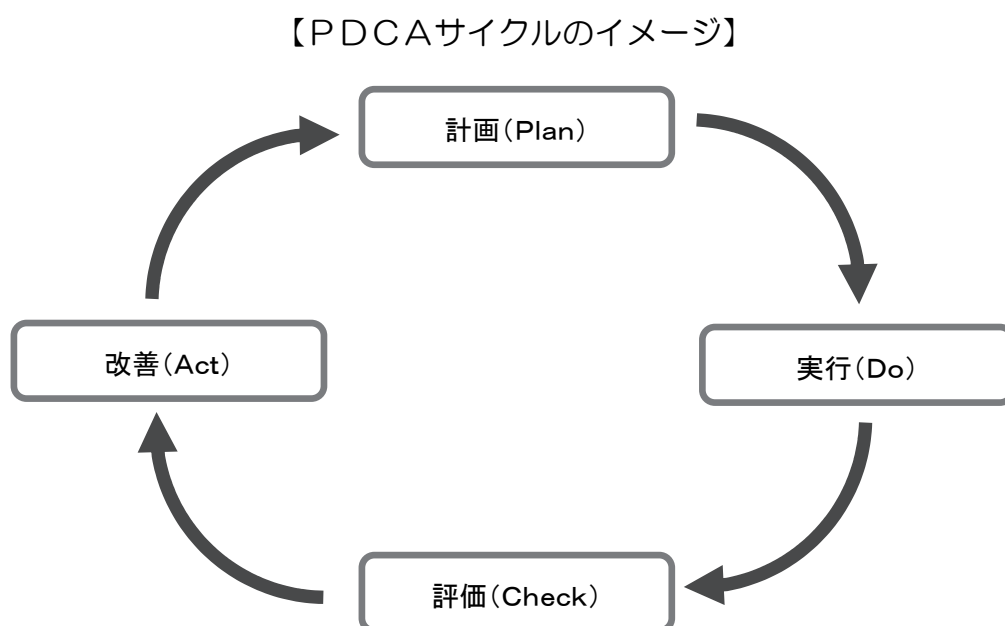
社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な存在として位置付けられており、地域福祉向上を目的とする事業の企画や実施、各種福祉団体の活動支援を通じて、地域に密着した様々な事業を実施しています。

本計画の目指す地域の姿・基本目標を共有し、実現に向けて取り組んでいく上で、大きな役割を担っています。また、地域での活動を支援し、地域の実情に応じた事業の効果的な推進を担います。

3 計画の推進及び進行管理

計画の具体的な推進にあたっては、住民や各種団体、事業者及び町社会福祉協議会などとの連携・協力が不可欠です。

また、地域福祉計画を実行性のあるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要です。このため、計画期間中に進捗状況の点検を行い、PDCAサイクル^{※7}による適切な進行管理を行っていきます。鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会にご意見をいただきながら推進していきます。



※7 PDCA サイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していく。

第6章 資料編

1 鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会条例

（目的及び設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定に基づく鹿部町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定、進行管理及び当町の地域福祉の推進を目的に、鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に関する事項について協議検討する。

- （1） 計画の策定及び変更に関すること。
- （2） 計画の進行管理に関すること。
- （3） その他地域福祉の推進に関して必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 地域福祉関係団体・事業者の関係者
- （2） 社会福祉に関する活動を行う者
- （3） 学識経験者
- （4） その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、地域福祉計画に係る専門的な事項を調査審議し、委員会に提言を行うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉課で行う。

(守秘の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿

◎委員任期：2年

連番	氏名	役職
1	久保田 勝 志	鹿部町身体障害者福祉協会
2	福 井 伸 一	鹿部町教育支援委員会
3	船 橋 敦 子	鹿部町ボランティア連絡協議会
4	松 川 明 弘	鹿部町民生児童委員協議会
5	松 川 正	鹿部町町内会連合会
6	松 本 善 一	鹿部町社会福祉協議会
7	松 本 善 一	鹿部町手をつなぐ親の会
8	三 島 知	鹿部町老人クラブ連合会
9	三 谷 百十樹	鹿部町PTA連合会
10	御 堂 一 美	社会福祉法人 渡島福祉会 渡島リハビリテーションセンター

※氏名50音順、敬称略

3 策定経過

年 月 日	内 容 等
令和2年7月31日	第1回鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会 ①委嘱状交付 ②概要説明 ③第2期鹿部町地域福祉計画策定のための町民意識調査について
令和2年8月7日 ～8月31日	地域福祉に関する町民意識調査の実施
令和3年1月28日	第2回鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会 ①第2期鹿部町地域福祉計画策定のための町民意識調査結果について ②第1期鹿部町地域福祉計画施策・事業評価について ③第2期鹿部町地域福祉計画素案について
令和3年3月1日	第3回鹿部町地域福祉計画策定・推進委員会 ①第2期鹿部町地域福祉課計画の策定について

第2期鹿部町地域福祉計画

発行日 令和3年3月

編集・発行 鹿部町役場保健福祉課

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字宮浜 299 番地

電話 01372-7-2111 Fax 01372-7-3086